

現 場 說 明 書

工事名 国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

國立青少年教育振興機構財務部施設管理課			
課 長		施設管理課	擔 当

1 工事名 国立青少年教育振興機構 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

2 工事場所 新潟県妙高市大字関山6323-2 (国立妙高青少年自然の家構内)

3 完成期限 令和6年7月16日(火曜日)

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ▪印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

範囲は監督職員と協議の上決定し、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、別図及び監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、別図の位置に、図示の種類によること。

④ 監督職員事務所

・設ける(　号) 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規模 (m ²)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

⑦ その他

a) 工事期間中、近隣住民等第三者には、十分注意を払うこと。

b) 既存施設や道路等を汚損もしくは破損したときは、速やかに監督職員と協議の上原状に復するものとする。

c) 撤去工事における騒音、塵埃等には十分注意し、必要に応じて養生等の処置を講ずること。

d) 工事車両等の運行にあたっては、安全対策について、監督職員と十分協議の上事故防止に努める。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は受注者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は受注者の負担とする。
- ② 工事用電力
・電力会社と協議の上引き込む ◎構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
・構外より引込む。 ◎携帯電話にて対応する
- ④ 工事用給水
・構外より引込む。 ◎構内より分岐できる。 ・さく井する。
- ⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。
- ⑥ 工事に際して、学内の上水道、下水道施設を使用するときは「上(下)水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
工事用電力・工事用給水を所内より分岐する場合は、受注者の負担において電力量計、量水器を設置し、料金は国立妙高青少年自然の家へ納入する。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区分	大きさ	種類	組
敷地状況写真	サービス判	カラ一	1組
着工前写真	サービス判	カラ一	1組
工事写真	サービス判	カラ一	1組
完成写真	サービス判	カラ一	1組

※ 完成写真はファイルし、表紙に工事名、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② その他

質疑回答書、現場説明書、特記仕様書及び設計図(発注図)のA3版2つ折り製本を2部提出すること。

(5) その他

鍵は、各組(一組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キープラン及び鍵リストを添えて鍵箱(鍵掛け付き)に納めて提出すること。

6 契約に関する事項

(1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構工事請負契約基準(以下、「基準」という。)の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書 { ◎ 提出する。
 ・ 提出しない。

工 程 表

○ 提出する。
・ 提出しない。

- ② 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- ③ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。
- (2) 契約の保証について
- 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑦のいずれかの書類を提出しなければならない。
- ① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、保管金領収証書及び契約保証金納付書
- ア 保管金領収証書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の現金を払い込んで交付を受けること。
- イ 保管金領収証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金払渡請求書を提出すること。
- ② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く）、政府の保証のある債券、銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める社債の場合は、政府保管有価証券払込済通知書及び契約保証金納付書
- ア 政府保管有価証券払込済通知書は、三菱UFJ銀行渋谷支店に契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を払い込んで、交付を受けること。
- イ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 出納責任者 山口 圭吾と記載するように申し込むこと。
- ウ 請負金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。
- エ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払込済通知書を提出すること。
- ③ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形で

ある場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は独立行政法人国立青少年教育振興機構が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑤ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載するように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑥ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとすること。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、独立行政法人国立青少年教育振興機構 理事長 古川 和と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、独立行政法人国立青少年教育振興機構の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則により独立行政法人国立青少年教育振興機構に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 工事請負代金債権の債権譲渡

この工事の受注者は、下請セーフティーネット債務保証事業又は地域建築業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、工事請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請

代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

基準第9第2項第1号から第3号に示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金（前払金及び中間前払金を含む）は、受注者からの適法な支払請求書に応じて独立行政法人国立青少年教育振興機構財務部財務課から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。~~また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の中間前金払を請求することができる。~~

(9) 工事関係保険の締結

この工事の受注者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完成引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

~~イ 水災危険担保特約を付帯すること。~~

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

（ア）対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

（イ）対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

（ウ）発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

（エ）分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ 建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加

え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更を生じた場合には、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 独立行政法人国立青少年教育振興機構が発注する建設工事（以下「発注工事」という）において、暴力団員、暴力団員準構成員又は暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

8 その他

- (1) 工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後10日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から10日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後10日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（C O R I N S）への登録すること。

- (2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼する所以あるので、労働基準法第108条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

- (3) 建設業退職金共済制度について

- ① 建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- ② 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- ③ 掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

- (4) ~~工事成績評定について~~

~~この工事は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）に基づき、文部科学省が定めた工事成績評定要領（平成20年1月17日付け19文科施第370号）による工事成績評定の対象工事である。~~

- (5) ~~ワンデーレスポンスの実施について~~

~~本工事はワンデーレスポンスの実施対象工事である。~~

- ① ~~ワンデーレスポンスとは、発注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することを含むものとする。~~
- ② ~~受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。~~
- ③ ~~受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査~~

~~し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。~~

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(7) 現場代理人の工事現場における常駐の緩和について

- ① 基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。
 - ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
 - イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。
 - ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - エ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ② 基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員が求めたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。
- ③ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

(8) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の工事における取扱いについて

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を認めない。

(9) 特別重点調査を受けた者との契約について

「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成21年3月31日大臣官房文教施設企画部長通知）に基づく特別重点調査を受けた者との契約については、その契約の保証については請負代金の10分の3以上とし、前払金の割合については、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前払金及び部分払の請求を妨げるものではない。

(10) 引渡し後点検について

受注者は、完成引渡し後1年経過を目途に、施設の不具合の有無等について点検を行うものとする。

(11) 設計図書の取扱い

本工事の設計図書の取扱いは以下によるものとする。

- ① 図書の取扱い、保管は、善良なる管理者の注意義務を負うこととに同意すること。
- ② 目的以外の使用は禁止とすること。
- ③ 図書を複写する場合、その部数は必要最低限とし、複写した図書は用済み後責任を持って確実に処分すること。

(12) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るもので

ある。

本工事で受注者がデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができます。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

なお、本項に規定していない事項は「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」に準ずる。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2 形状、寸法、仕様等の確認方法2.」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官）」の「2.1.2形状、寸法、仕様等の確認方法 2.」による。

なお、対象工事において、「小黒板情報電子化」と「小黒板を被写体に添えての撮影（従来の方法）」を併用することは差し支えない（例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される）。

③ 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、②に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

义面目錄

國立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	令和 6年 3月 (全 21枚)	
工事概要		
1. 工事 場所 新潟県妙高市大字関山6323-2 2. 完成 期限 令和 6年 7月 16日 (火)		
I 共通仕様		
(1) 文部科学省発注工事請負等契約規則 (文部科学省訓令第二十二号) 別記第1号の工事請負契約基準、現場説明書、図面 17枚及び本特記仕様書 4枚によるほか、下記仕様書等のうち、○印の付いたものを適用する。 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。) ・公共建築改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「改修標準仕様書」という。) ・文部科学省建築工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科仕様書」という。) ・文部科学省改修工事標準仕様書(特記基準)(令和4年版)(以下「文科改修仕様書」という。) ・工事写真撮影要領(令和元年7月) ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版) ・建築工事標準詳細図(令和4年版)		
(2) 一 般 桁 架 工 事		
○ ① 事項 目 構 造 事 項		
○ ② 事 業 構 造 事 項		
○ ③ 品質計画等		
○ ④ 監理技術者の要件		
○ ⑤ 電気保安技術者		
○ ⑥ 発生材の処理等		
○ ⑦ 特別な材料の工法		
○ ⑧ 技能士		
○ ⑨ 通用工事種別		
○ ⑩ 鉄筋工事		
○ ⑪ コンクリート工事		
○ ⑫ 鋼骨工事		
○ ⑬ フラットカルバーネル工事		
○ ⑭ 防水工事		
○ ⑮ 石工事		
○ ⑯ タイル工事		
○ ⑰ 不工事		
○ ⑱ 建築金(内外装板金作業)		
○ ⑲ 屋根及びとい工事		
○ ⑳ 室内工事		
○ ㉑ 左右管工事		
○ ㉒ 廊下工事		
○ ㉓ 建具工事		
○ ㉔ ガーテンウォール工事		
○ ㉕ 塗装(建築塗装作業)		
○ ㉖ 内装工事		
○ ㉗ 塗装工事		
○ ㉘ 床下防湿層		
○ ㉙ 見本施工		
○ ㉚ 化学物質の濃度測定		
○ ㉛ 完成図等		
○ ㉜ 施工図等の取扱		
○ ㉝ 工事完成写真		
○ ㉞ 特別完成写真		
○ ㉟ 工事施工状況写真		
○ ㉞ ①設備工事との取扱い		
○ ㉞ ②監督員事務所等		
○ ㉞ ③工事用水		
○ ㉞ ④工事用電力		
○ ㉞ ⑤仮設建物等		
○ ㉞ ⑥監督員事務所等		
○ ㉞ ⑦建設発生土の処理		
○ ㉞ ⑧埋設し及び盛土		
○ ㉞ ⑨足場		
○ ㉞ ⑩骨材の品質		
○ ㉞ ⑪混和材料の種別		
○ ㉞ ⑫無筋コンクリート		
○ ㉞ ⑬型枠		
○ ㉞ ⑭コンクリート躯体表面の処理		
○ ㉞ ⑮コンクリート打放し仕上げ		
○ ㉞ ⑯寒中コンクリート		
○ ㉞ ⑰1 鉄骨の製作工場		
○ ㉞ ⑱施工管理技術者		
○ ㉞ ⑲鋼材		
○ ㉞ ⑳高力ボルト		
○ ㉞ ㉑工作図		
○ ㉞ ㉒開先形状		
○ ㉞ ㉓スカラップ		
○ ㉞ ㉔溶接部の試験		
○ ㉞ ㉕ティッキプレートの溶接		
○ ㉞ ㉖耐火被覆		
○ ㉞ ㉗アンカーボルトの保持及び埋込み工法		
○ ㉞ ㉘建築用コンクリートブロック		
○ ㉞ ㉙2 鉄筋の加工及び組立		
○ ㉞ ㉚3 A L C バネル		
○ ㉞ ㉛4 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉜5 断面形状及び圧縮強さによる区分		
○ ㉞ ㉝6 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞7 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉟8 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞9 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞10 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞11 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞12 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞13 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞14 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞15 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞16 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞17 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞18 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞19 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞20 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞21 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞22 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞23 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞24 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞25 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞26 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞27 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞28 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞29 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞30 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞31 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞32 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞33 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞34 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞35 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞36 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞37 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞38 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞39 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞40 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞41 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞42 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞43 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞44 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞45 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞46 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞47 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞48 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞49 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞50 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞51 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞52 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞53 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞54 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞55 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞56 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞57 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞58 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞59 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞60 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞61 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞62 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞63 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞64 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞65 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞66 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞67 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞68 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞69 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞70 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞71 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞72 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞73 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞74 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞75 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞76 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞77 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞78 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞79 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞80 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞81 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞82 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞83 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞84 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞85 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞86 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞87 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞88 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞89 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞90 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞91 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞92 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞93 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞94 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞95 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞96 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞97 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞98 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞99 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞100 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞101 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞102 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞103 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞104 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞105 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞106 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞107 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞108 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞109 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞110 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞111 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞112 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞113 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞114 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞115 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞116 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞117 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞118 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞119 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞120 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞121 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞122 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞123 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞124 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞125 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞126 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞127 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞128 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞129 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞130 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞131 鋼構造アーチガーメント		
○ ㉞ ㉞132 鋼構造アーチガーメント		

21 排水工事	錫製つまふた (21.2.1)		12 区画線	路面表示用塗料		◎ ⑥ 工事区分表 注)原則〇印を適用する。ただし、複数記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。	◎ ⑧ 化学物質の濃度測定 4)測定方法 測定機器 ※バッジ型採取機器 ・監督員の承認する機器 測定要領 ※測定前の措置 測定を開始する前に、測定対象室のすべての窓及び扉（取りつけ家具、押入等の収納部分の扉を含む。）を開放し、30分間換気する。その後、測定対象室のすべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、取りつけ家具、押入等の収納部分の扉は開放したままである。 ※測定は次のイニバによる。 イ 上記測定前の措置の状態のままで測定する ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合には、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう10時30分から18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※その他 上記測定前の措置及び測定においては、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままである。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止せたままである。 5)測定結果の分析 ※測定対象化学物質を採取したバッジ型採取機器を分析機間に送り濃度を測定する。 6)測定結果指針 ※測定結果が指針値を超えた場合の措置 ※測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、分散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度4)、5)により、測定を行う。 7)報告書の提出 ※完了検査日までに報告書を提出する。		
	種類	適用荷重		規格番号	種類			施工時の条件	塗料状態
・水封形 ・密閉形(ハーフ式) ・簡単空気密形(ハーフ式)	・T-2用 ・T-6用 ・T-20用	JIS K 5665	1種(ハイ式) 2種(ハイ式)	常温 加熱	液状 溶融	約150 約1.0	※白 ・黄		
ゲーレンフ ふた (21.2.1)		※3種1号(溶融式)		粉体状		※1.0			
		揮発性有機溶剤の含有率は、塗料總質量に対して5%以下とする。							
3 埋戻し土	※B種		・建設汚泥から再生した処理土		(21.2.1)				
◎ ① 土壌に用いる材料	A種 ○B種 C種 D種		(22.2.3)(表3.2.1)						
砂の粒度試験		・行う		○行わない					
2 凍土抑制層の材料	※再生カラッシャン ※添加材料による安定処理		(22.2.3)		(22.2.2)(22.2.3)(表2.2.1)				
3 路床安定処理	種類 ・普通カルボンドモルト ・高炉セメント ・引張強さ ・透水係数		・歩行用 ・T-6用 ・U字溝用 ・汎用		※緑目 ※平形 ※凹凸 ・T-14用 ・T-20用		・※凹凸 ・※平形 ・※緑目 ・※凹凸		
4 路床の試験	・支持力比(CBR)試験を行う(※乱した土・乱さない土)		(22.2.5)						
5 路盤材料	※再生カラッシャン(RC-40) ・カラッシャン(C-40) ・粒度調整碎石		(22.3.3)(表22.3.1)		(22.3.3)(表22.3.1)				
6 路盤の締固め度試験	※行う		(22.3.5)						
7 アスファルト舗装	舗装の種類 ※アスファルト舗装 ・アスファルト		車道部の基層 ※無し・有り		舗装の種類 ※無し・有り		(22.4.2)		
加熱アスファルト混合物等の種類		(22.4.4)(表22.4.4)							
8 コンクリート舗装	区分 ・一般地域		※寒冷地域						
9 カラー舗装	区分 ・常温系		・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・常温系		・車道 ・歩道		・厚さ(mm)		
10 透水性アスファルト舗装	・コンクリート平板舗装		(22.8.2)(22.8.3)						
11 ブロック系舗装	種類 ・普通平板(N) ・ガラ平板(C) ・洗出平板(W)		寸法(mm) ※300角		厚さ(mm) ※60		・目地材 ※砂 ・砂利		
・シリカガングローブ舗装		(22.8.2)(22.8.3)							
種類 ・5.0N/mm ² 以上 ・3.0N/mm ² 以上 ・透水性タイル ・植生タイル		曲げ強度 ※5.0N/mm ² 以上		厚さ(mm) ※80		表面加工及び色彩等 ・表面化粧タイル ・誘導、注意喚起用タイル			
・舗石舗装		(22.8.2)(22.8.3)							
種類 ・小舗石(かこう石) ・		厚さ(mm) ※80~100		施工方法 ※うろこ張り		基層 ・アスファルト舗装			
アプローチNo. 0205		工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事		図面名称 特記仕様書 04		縮尺 -		作成日 2023.6	・・・ 基本実施図
								国立妙高青少年自然の家	EG 建築設計室
								〒94-0334 新潟県妙高市若葉町1-19	江口 香代 一般建築士登録番号 346803号
								A-04	

■工事概要

工事名	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事
施設名称	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋
建築場所	新潟県妙高市大字関山6323-2
用途地域	白地地域（都市計画区域内 用途地域指定なし）
防火地域等	指定なし
その他	国立公園内（第3種特別地域）
構造	RC造地上1階
用途	研修施設等
敷地面積	1,316.939 m ²
建築面積・建蔽率	110.0 m ² 0.008%
延床面積・容積率	110.0 m ² 0.008%

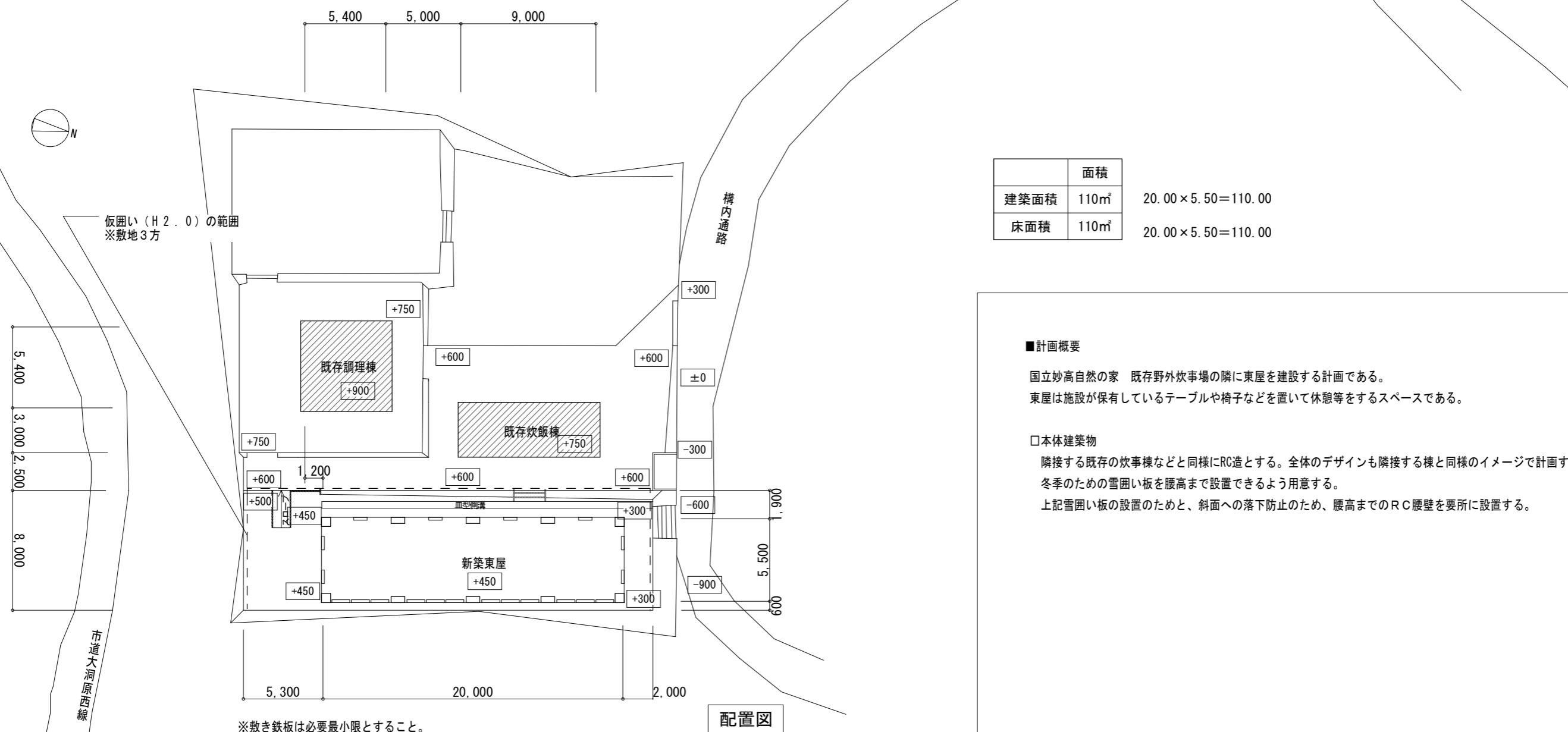
■仕上表

屋根	カラーガルバリウム鋼板 厚0.35 横葺き（AT2段式）働き巾340 参考品番：セキノ興産 AT式 下地 アスファルトルーフィング940 下地調整モルタル厚30程度
外壁・柱	RC打ち放し B種 ※冬季雪囲い板はめ込み
床	コンクリート直均し仕上 金ごて
外構	砂利敷（建物周囲）

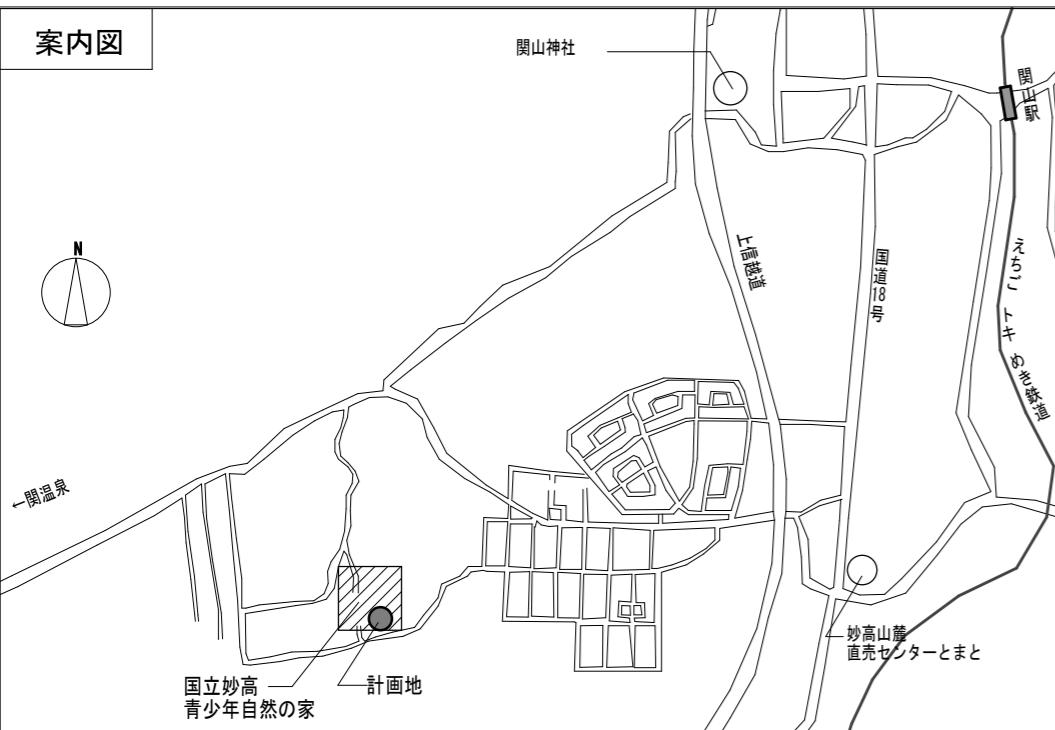
■凡例

WP	木材保護塗料
SUS	ステンレス鋼
GL	ガルバリウム

アンドロメダ棟



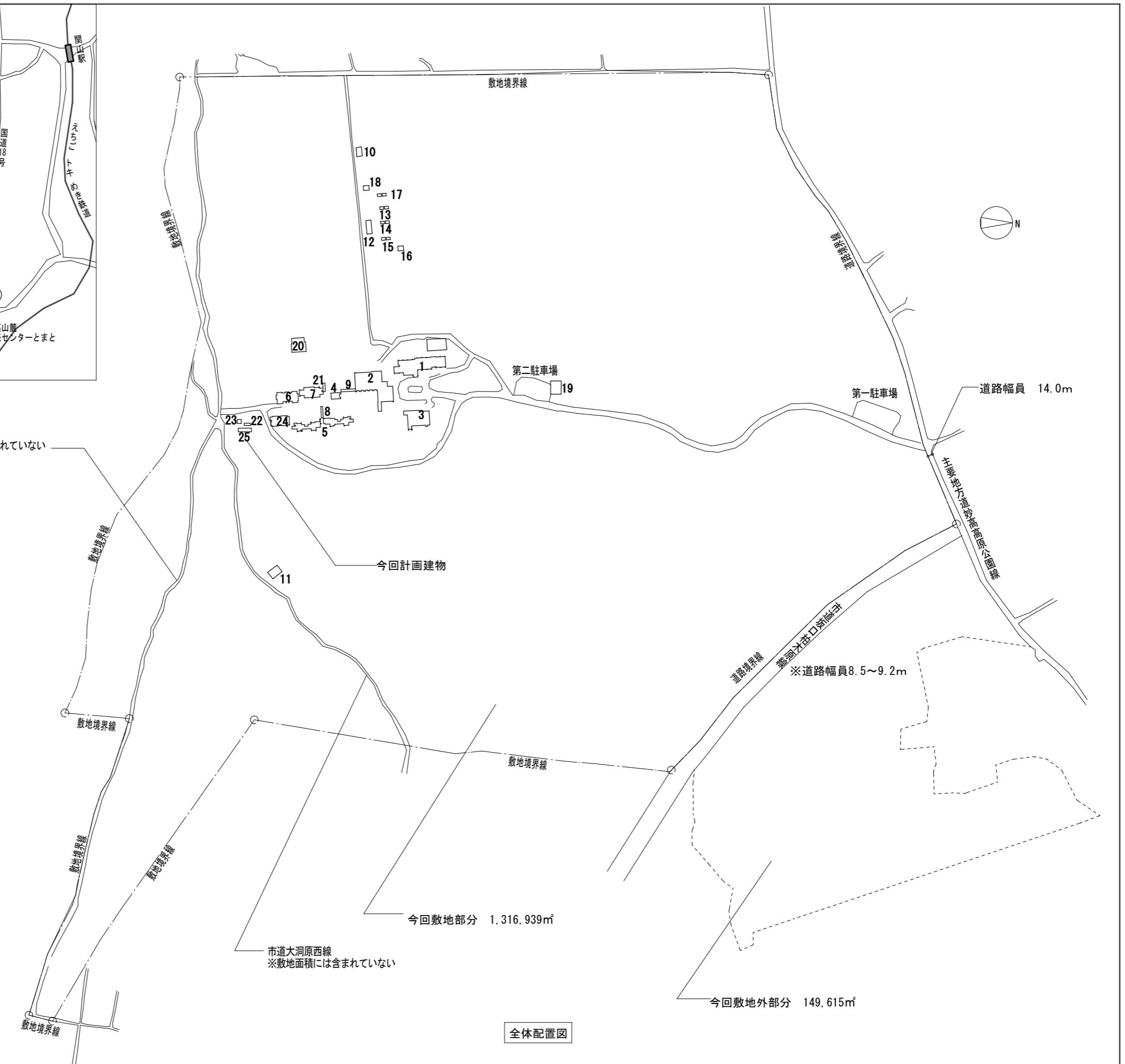
案内図



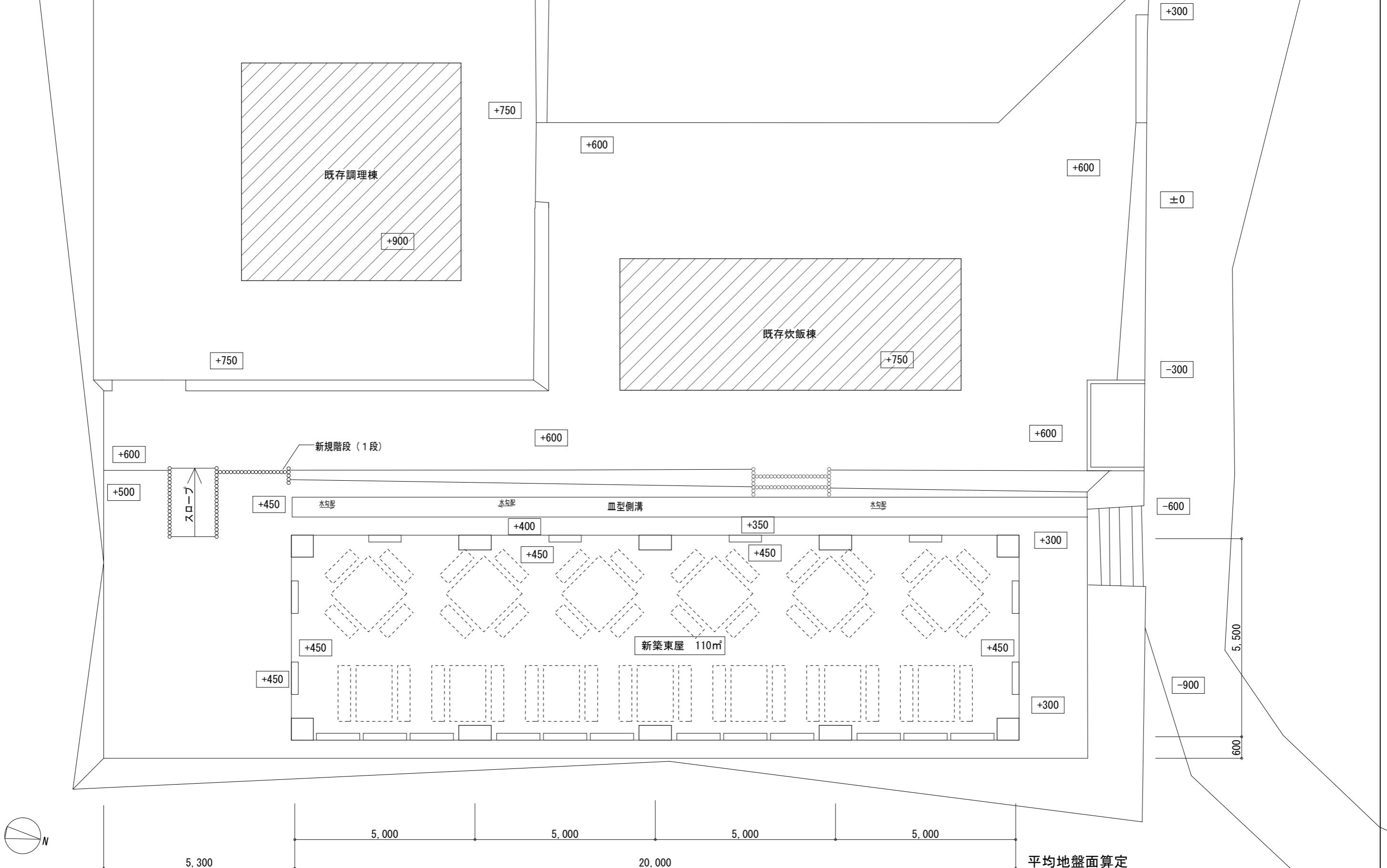
敷地内建築物一覧

	建物名	構造	階数	建築面積	延床面積
1	サービス棟	RC造	2	1,343	2,138
2	コスモス・銀河棟	RC造	3	1,572	3,703
3	プレイホール棟	RC造	2	1,080	1,863
4	なかよしホール棟	RC造	平屋	302	302
5	アンド ロメダ・カシオペア棟	RC造	3	410	1,867
6	ベルセウス棟	RC造	2	371	800
7	オリオン棟	RC造	平屋	388	482
8	渡り廊下	鉄骨造	平屋	45	45
9	渡り廊下	鉄骨造	平屋	62	62
10	受水槽上屋	RC造	平屋	79	79
11	浄化槽上屋	RC造	平屋	98	98
12	メインロッジ	RC造	2	168	363
13	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
14	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
15	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
16	野外便所	RC造	平屋	62	62
17	野外炊飯棟	RC造	平屋	48	48
18	野外便所	RC造	平屋	62	62
19	車庫棟	RC造	2	198	235
20	スバルホール	RC造	2	336	392
21	連絡通路	RC造	平屋	37	37
22	第2野外炊飯場 炊飯棟	RC造	平屋	27	27
23	第2野外炊飯場 調理棟	RC造	平屋	29	29
24	ふれあい棟	RC造	2	352	748
25	東屋(今回計画)	RC造	平屋	110	110
合計				7,323	13,704

建ぺい率 容積
0.56% 1.04



全体配置図



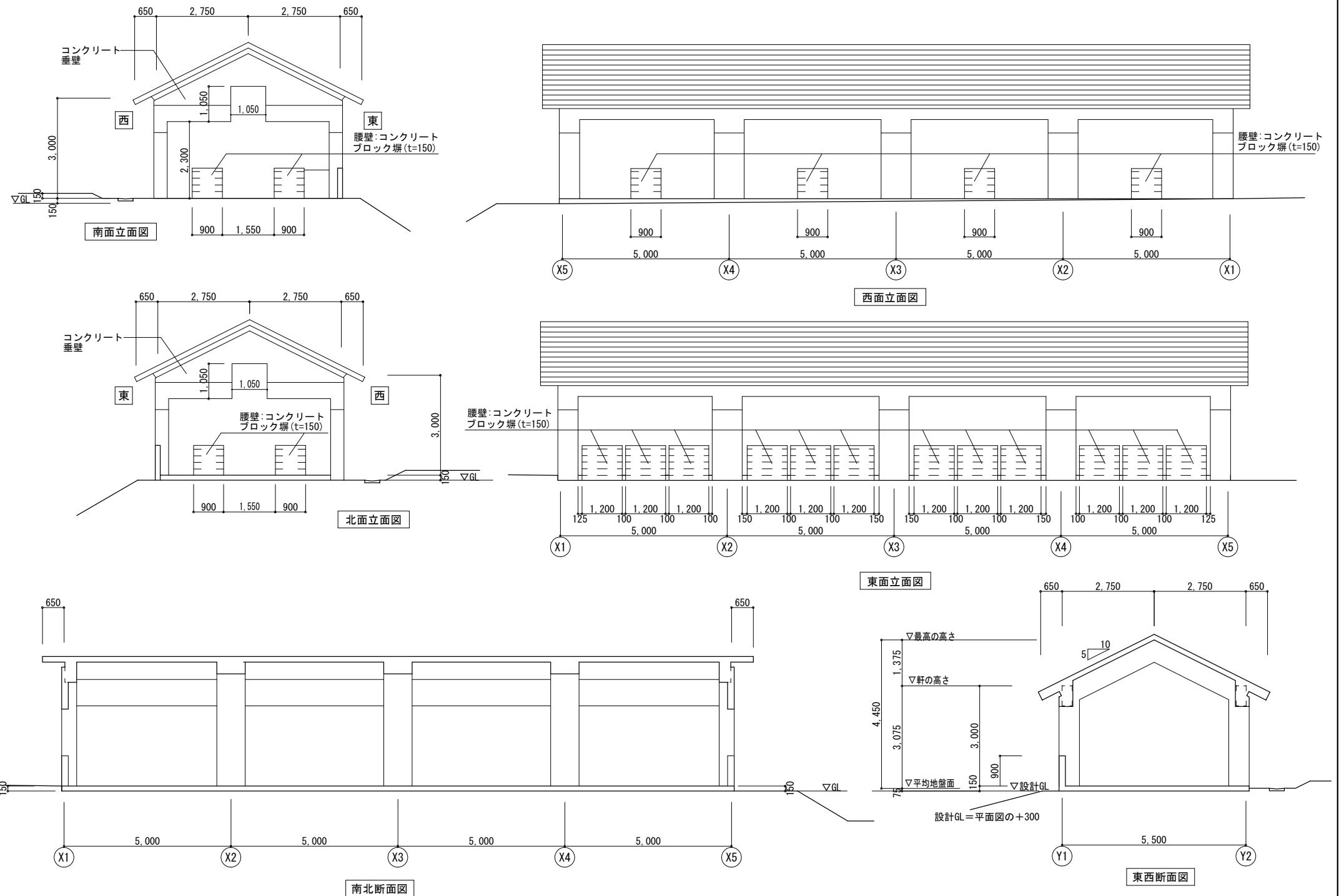
平均地盤面算定

$$0.15 \times 20 \div 2 + 0.15 \times 5.5 + 0.15 \times 20 \div 2 + 0 \times 5.5 = 3.825$$

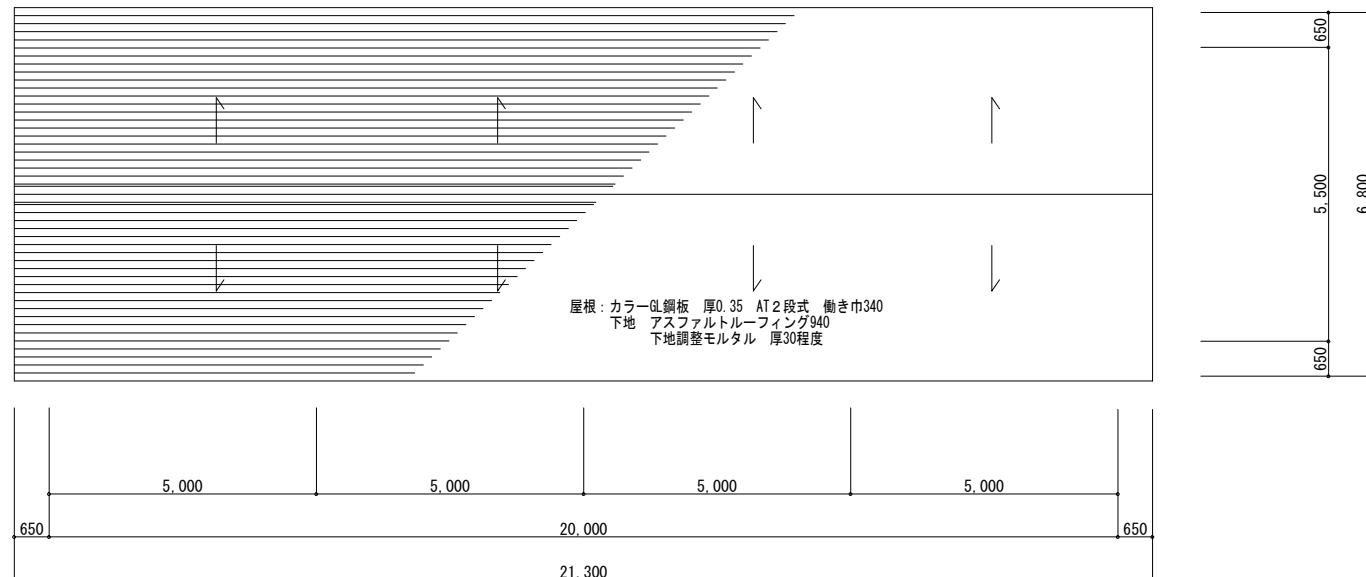
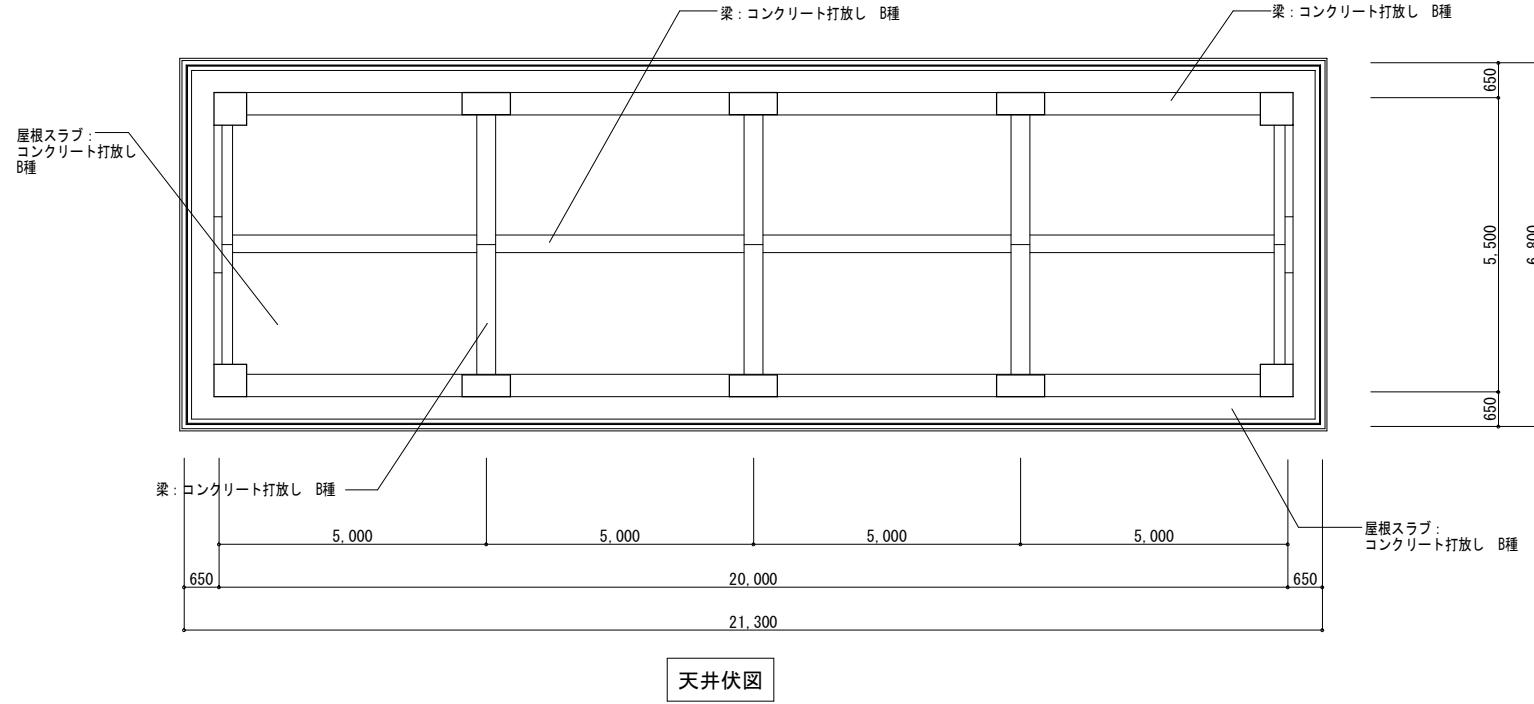
$$3.825 \div (20+5.5+20+5.5) = 0.075$$

$$0.075 + 0.3 = 0.375$$

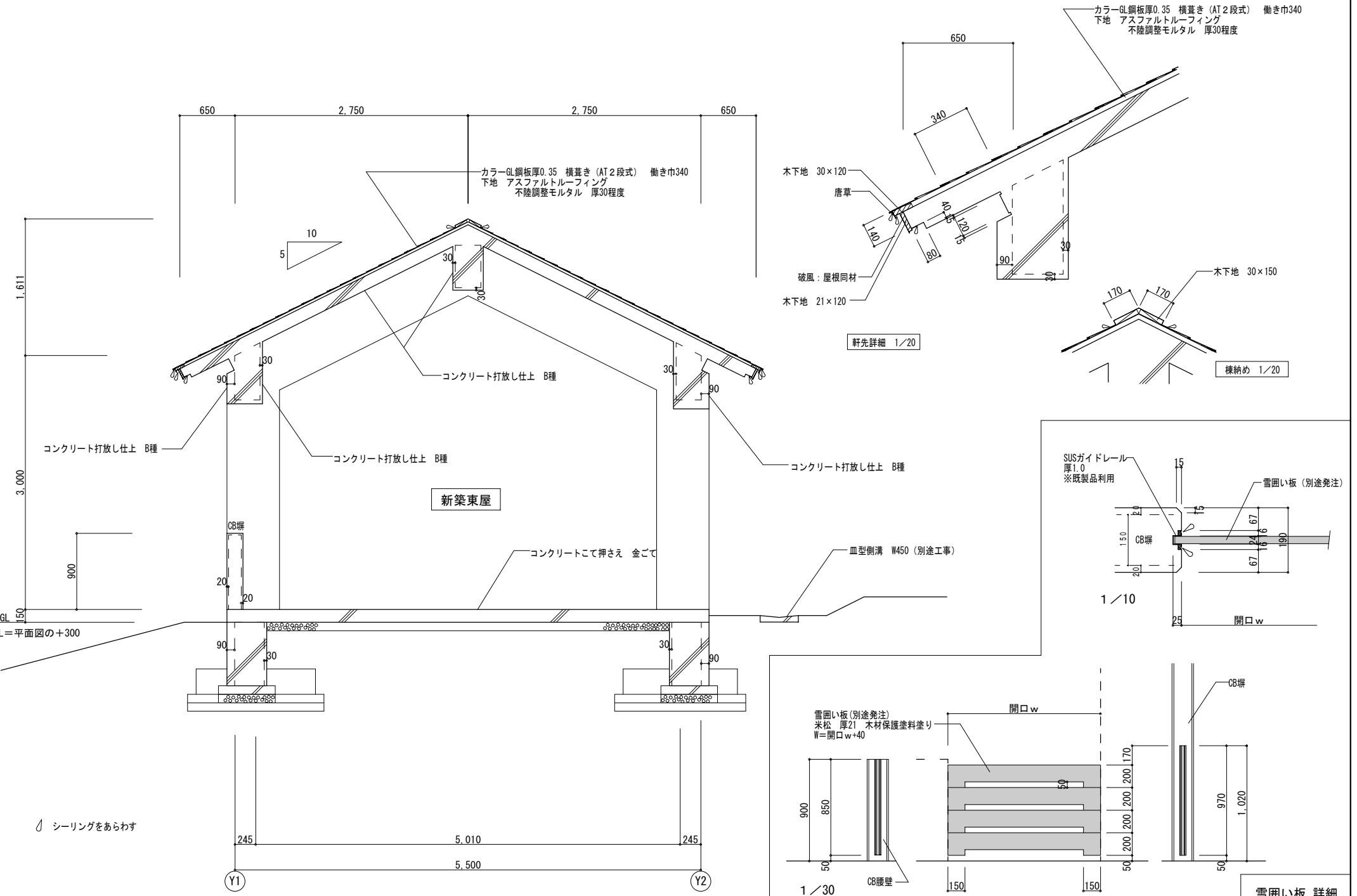
プロジェクトNo.	工事名称	図面名称	縮尺	作成日	・ 基本 図	・ 完成 図	国立妙高青少年自然の家	図面番号
02205E	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	平面図	A3 1:100	2023. 06			 EG 建築設計室 〒944-0034 新潟県妙高市経塚1-19	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号 A-07



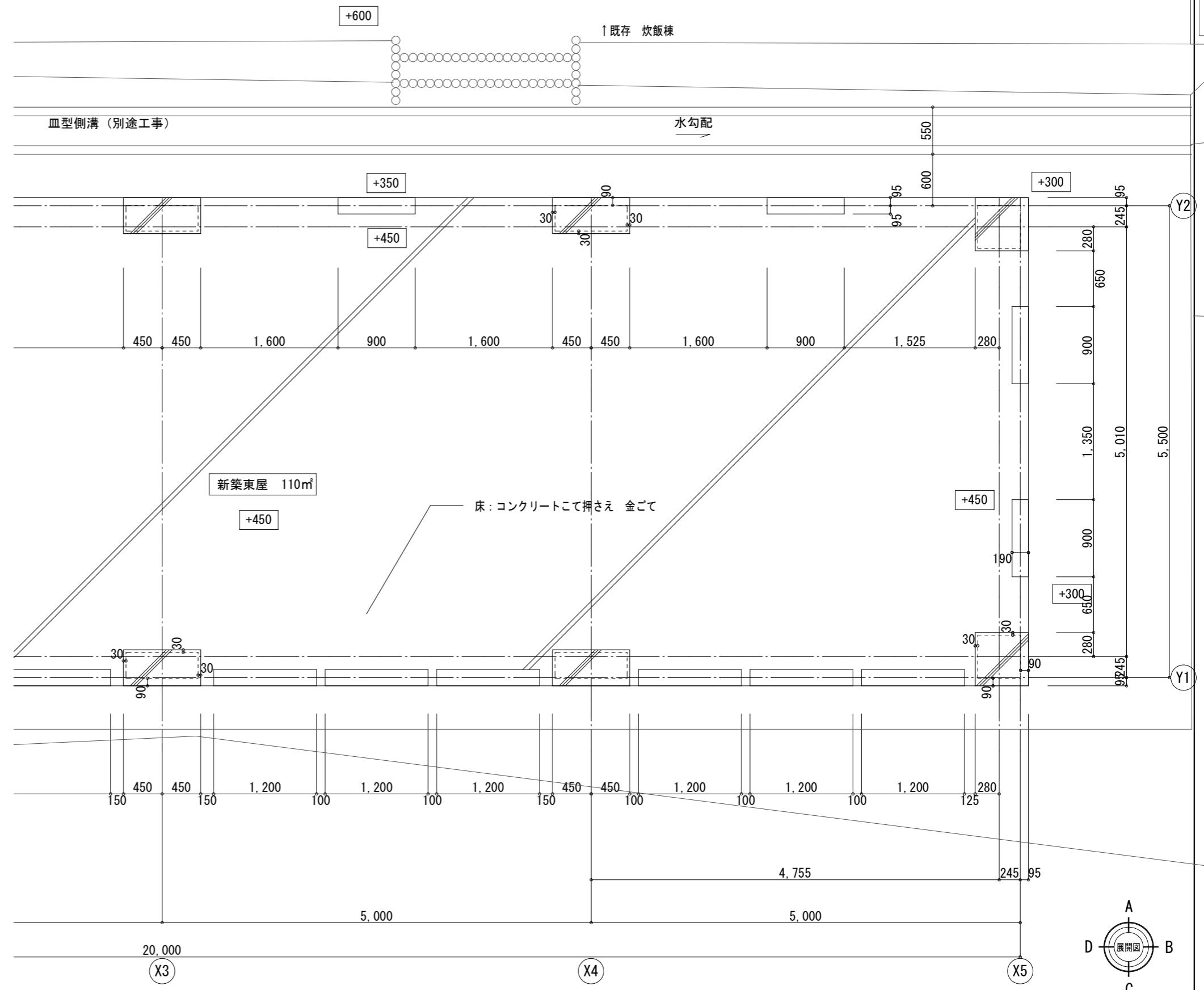
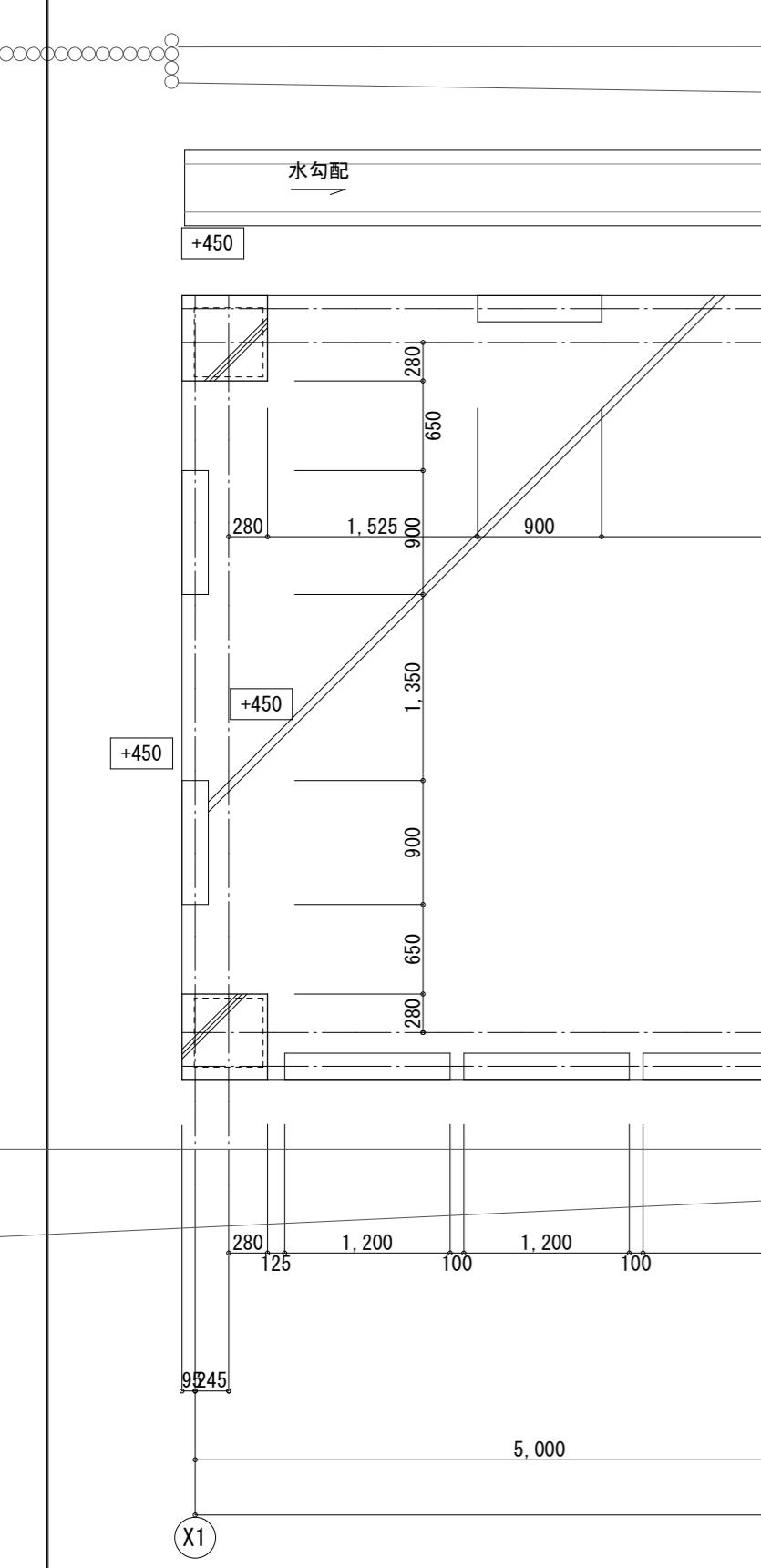
プロジェクトNo.	工事名称	図面名称	縮尺	作成日	● 基本圖	○ 完成図	国立妙高青少年自然の家	EG 建築設計室	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号
0220E5	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	立断面図	A3 1:100	2023.06				〒394-0334 新潟県妙高市須坂町1-1-9		A-08



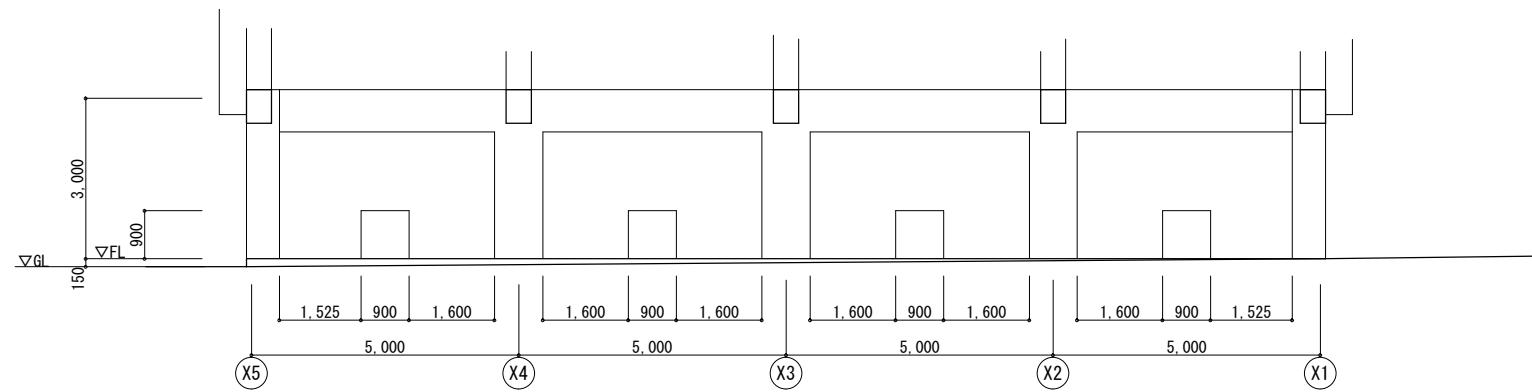
プロジェクトNo. 0220E5	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	図面名称 屋根伏図・天井伏図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.02	● 完成図 ・ 基本図	国立妙高青少年自然の家	E G 建築設計室 〒394-0334 新潟県妙高市蛭坂町1-1-9	江口 香代 一般建築士登録番号 344809号	図面番号 A-09
---------------------	----------------------------------	-------------------	----------------	----------------	----------------	-------------	---------------------------------------	-------------------------	--------------



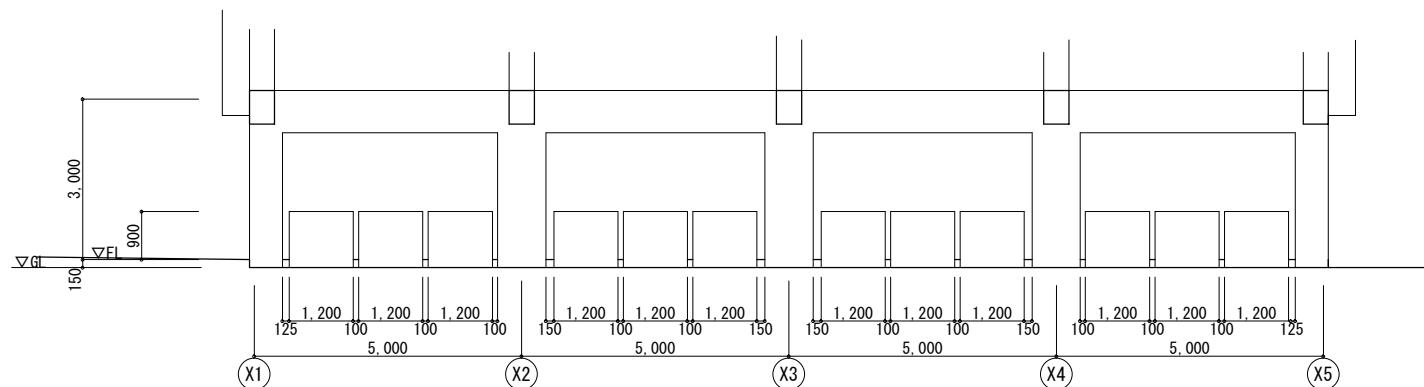
プロジェクトNo.	工事名称	画面名称	縮尺	作成日	● 完成図面	国立妙高青少年自然の家	E G 建築設計室	江口 香代 一般建築士登録番号 34459号	画面番号
0205E	国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事	矩計図	A3 1:40	2023.06			〒944-0234 新潟県妙高市東屋町1-1-9		A-10



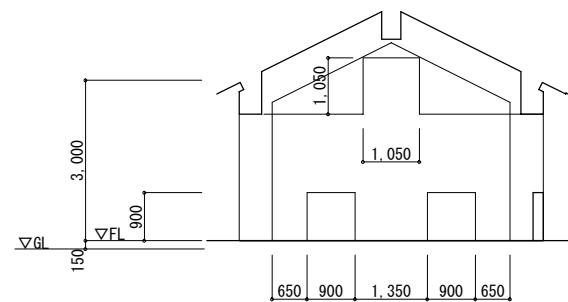
プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	図面名称 平面詳細図	縮尺 A3 1:50	作成日 2023. 06	・ 基本圖 ・ 完成圖 ・ 実施圖	国立妙高青少年自然の家	 EG 建築設計室 〒944-0034 新潟県妙高市経塚町1-19	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 A-11
---------------------	----------------------------------	---------------	---------------	-----------------	----------------------------------	-------------	---	-------------------------	--------------



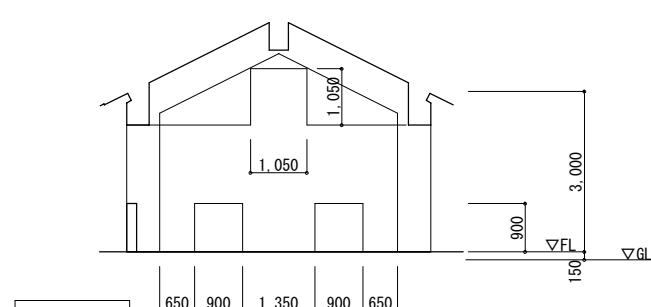
A 面



C 面

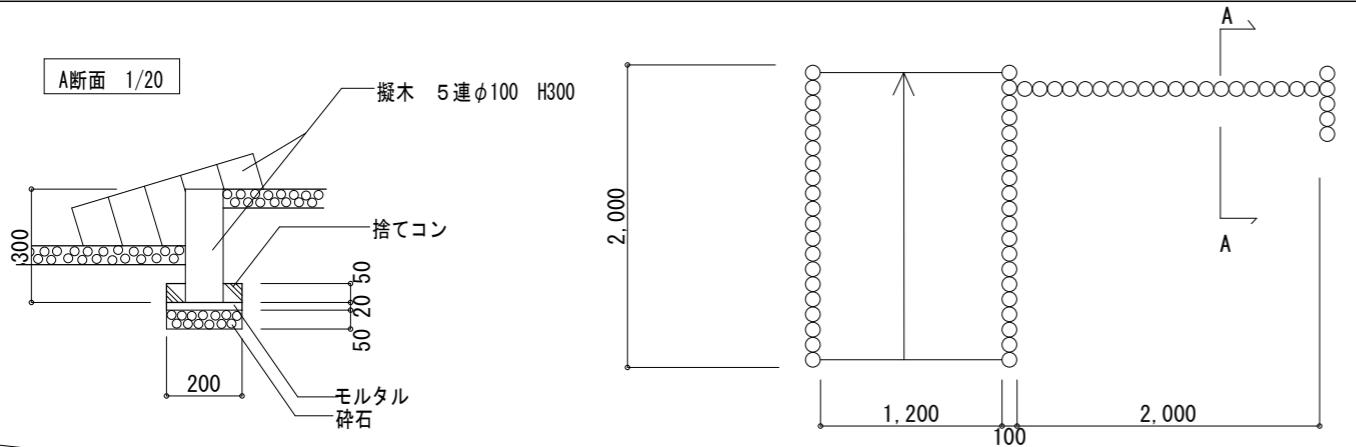


B 面



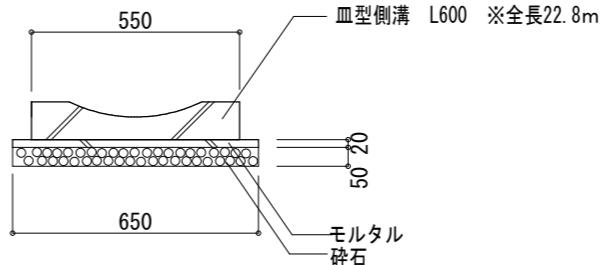
D 面

プロジェクトNo. 0220E5	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	図面名称 展開図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.06	● 基本 実施 図 完成 図	国立妙高青少年自然の家 〒394-0334 新潟県妙高市蛭坂町1-1-9	EG 建築設計室 江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 A-12
---------------------	----------------------------------	-------------	----------------	----------------	----------------------------	---	-------------------------------------	--------------



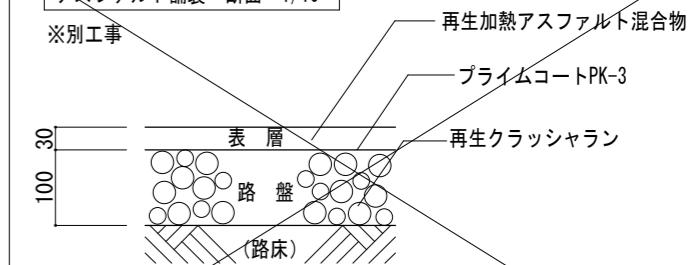
皿型側溝 断面 1/20

※別途工事



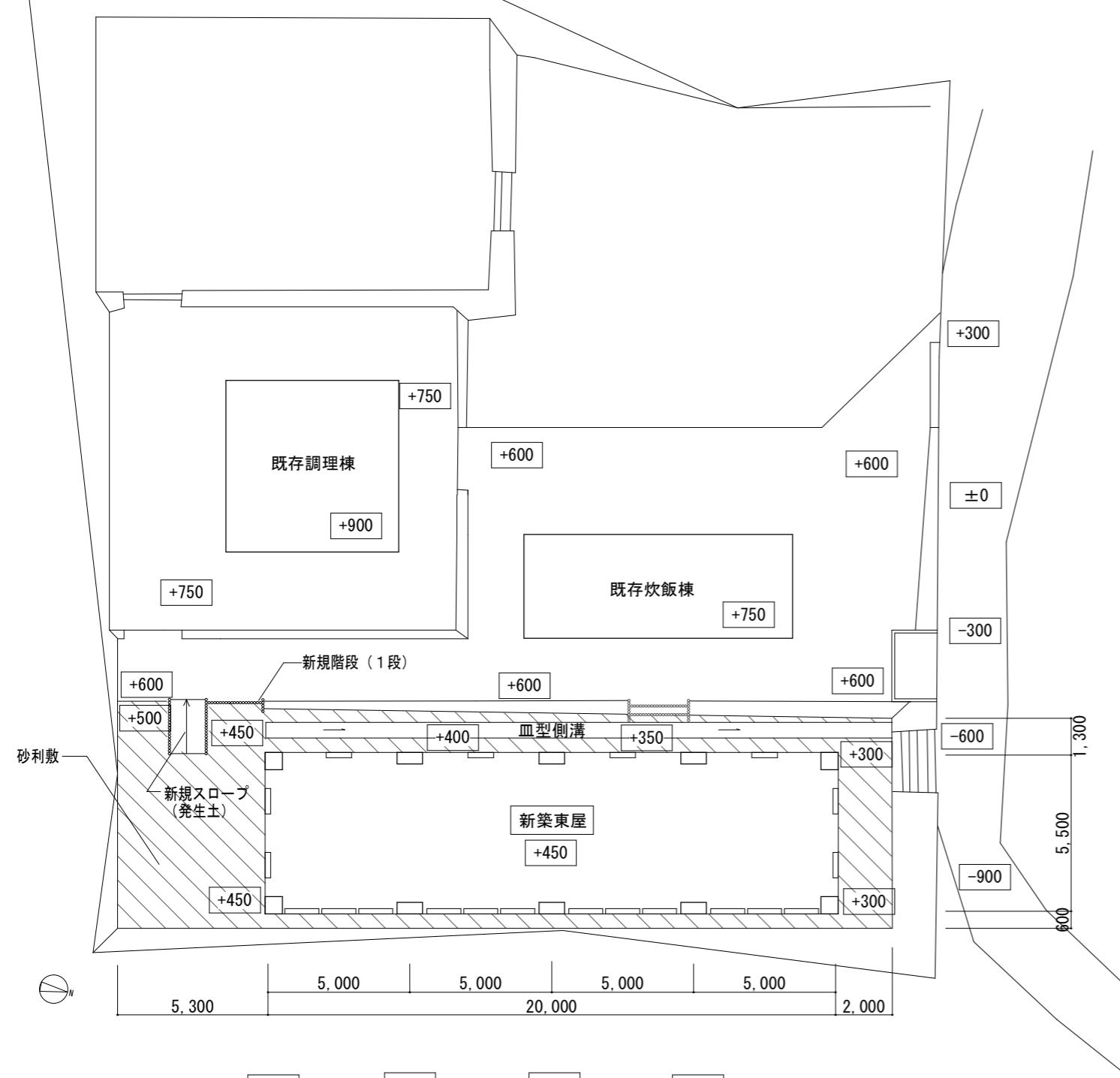
アスファルト舗装 断面 1/10

※歩行者用



※W1800 L=45.0m 位置図については別途

スロープ 階段 平面 1/50 ※別途工事

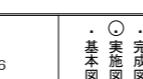


工事後

すきとりの上、敷地全体の勾配に合わせて整地

発生土を利用し、勾配に合わせて盛土

現況図



江口 香代 一級建築士登録番号 344809号

図面番号
A-13

プロジェクトNo.

02205E

工事名称

国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事

図面名称

外構図

縮尺

A3 1:200

作成日

2023.06

●

基本図

●

実施図

●

基本図

●

実施図

新構造設計特記仕様 その2

※修正箇所は下線を引くこと
適用は ■ 印を記入する。

9. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート

鉄筋コンクリート工事の施工に関しては記載無きは、JASS5 2018による。
 (a) コンクリートの仕様
 本仕様書では、JASS5に規定する普通骨材を用いた一般仕様のコンクリートを「普通コンクリート」と定義し、表9.1に示す様に設計基準強度が $36N/mm^2$ 以下のコンクリートについてはJASS5の7節(高強度コンクリート)を適用する。また、設計基準強度もしくは品質基準強度と構造体強度補正値から定める調合管理強度以上として、発注するレディーミクストコンクリートの呼び強度が表9.2に示すJIS規格外となる場合は、法第37条の大臣認定を受けた製品を用いる必要がある。

軽量コンクリートについてはJASS5の14節によること。

表9.1 コンクリート圧縮強度(N/mm^2)に応じた仕様書の使い分け									
設計基準強度 F_c					18	21	24	27	30
JASS5での区分					33	36	39	42	45
調合管理強度(N/mm^2)					48	51	54	57	60
呼び強度(JIS規格品)					60	60	60	60	60
超									

表9.2 レディーミクストコンクリートのJIS規格品									
調合管理強度(N/mm^2)					21	24	27	30	33
呼び強度(JIS規格品)					36	40	42	45	50
55					55	60	60	60	60
※印は規格外									

(b) 質量と施工

- 構造体の計画供用期間の級は特記による。特記が無い場合は標準とする。
 - 標準 長期 超長期
 (本仕様書では計画供用期間の級は、「短期」を想定していない。)
- コンクリートは JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するJIS認証工場の製品とする。
- 設計基準強度が $36N/mm^2$ を超えるコンクリートを扱うレディーミクストコンクリート工場は、「高強度コンクリート」の製品認証を受けているか、建築基準法第37条第二号によって国土交通大臣が指定建築材料として認定した高強度コンクリートの製造工場とする。
- レディーミクストコンクリート工場および高強度コンクリートを打設する施工現場には、コンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいはこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならぬ。
- 施工者は、工事に先立ち、コンクリートの調査・製造計画、施工計画、品質管理計画書を作成し、工事監理者の承認を得ること。
- フレッシュコンクリートの流動性は、スランプまたはスランプフローで表し、設計基準強度が $36N/mm^2$ 以下 $33N/mm^2$ 以上の場合はスランプ21cm以下、 $33N/mm^2$ 未満の場合はスランプ18cm以下とし設計基準強度が $45N/mm^2$ 以上 $45N/mm^2$ 未満の場合はスランプ21cm以下またはスランプフロー50cm以下、設計基準強度が $45N/mm^2$ 以上 $50N/mm^2$ の場合はスランプ23cm以下またはスランプフロー60cm以下として、特記による。
- コンクリートに含まれる塩化物量は、塩化物イオン量として $0.3kg/m^3$ 以下とする。
- コンクリートの練混ぜから打込み終了までの時間は、原則として外気温が $25^\circ C$ 未満の時は120分、 $25^\circ C$ 以上の時は90分とする。
- コンクリート打込み時の自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。
- 打継ぎ部は構造的に影響の少ない位置を選び打継ぎ処理を行い、打込み前に十分な水湿しを行う。
- コンクリート打込み中、及び、打込み後5日間はコンクリートの温度が2度を下回らないようにし、セメントの種類に応じて温潤養生する。

(c) 調合および構造体コンクリート強度

- コンクリートの強度を求める強度試験は、JIS A 1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)もしくはJIS A 1107(コンクリートからのコアの採取方法)による。
- i) 高強度コンクリート
 - 調合強度を定めるための基準とは、特記による。特記のない場合は 28日とする。
 - 構造体コンクリート強度を保証する材齢は、特記による。特記のない場合は 91日とする。
 - 構造体コンクリート強度は、次の①または②を満足するものとする。
 - ① 標準養生した供試体による場合、調合強度を定めるための基準とする材齢において調合管理強度以上とする。
 - ② 構造体温度養生した供試体による場合、構造体コンクリート強度を保証する材齢において設計基準強度に $3N/mm^2$ 加えた値以上とする。
- 調合管理強度は、以下による。

$$HF_m = F_c + mS_n \quad (N/mm^2)$$

$$HF_m : \text{高強度コンクリートの調合管理強度} \quad (N/mm^2)$$

$$F_c : \text{コンクリートの設計基準強度} \quad (N/mm^2)$$

$$mS_n : \text{高強度コンクリートの構造体強度補正値} \quad \text{JASS5 による。}$$
- 調合強度は標準養生供試体の圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。

$$HF \geq HF_m + 1.73\sigma_H \quad (N/mm^2)$$

$$HF \geq 0.85 HF_m + 3\sigma_H \quad (N/mm^2)$$

$$HF : \text{高強度コンクリートの調合強度} \quad (N/mm^2)$$

$$\sigma_H : \text{高強度コンクリートの圧縮強度の標準偏差} \quad (N/mm^2) \quad \text{で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績がない場合は、} 0.1(F_c + mS_n) \text{とする。}$$

ii) 普通コンクリート

- 調合を定めるための基準とする材齢は、原則として 28日とする。
- 構造体コンクリート強度は表9.3を満足すれば合格とする。

表9.3 構造体コンクリートの圧縮強度の判定基準

供試体の養生方法	試験材齢 ⁽¹⁾	判定基準
標準養生 ⁽²⁾	28 日	$X \geq F_m$
コア	91 日	$X \geq F_q$

ただし、 X ：1回の試験における3個の供試体の圧縮強度の平均値 (N/mm^2)

F_m ：コンクリートの調合管理強度 (N/mm^2)

F_q ：コンクリートの品質基準強度 (N/mm^2)

[注] (1) 早い材齢において試験を行い、合否判定基準を満たした場合は、合格とする。

(2) 工事監理者の承認を得て、供試体成型後、翌日まで $20 \pm 10^\circ C$ の日光および風が直接当らない箇所で、乾燥しないように養生して保管することができる。

* 標準養生供試体の代わりにあらかじめ準備した現場水中養生供試体によることができる。

その場合の判定基準は材齢28日までの平均気温が $20^\circ C$ 以上の場合には、3個の供試体の圧縮強度の平均値が調合管理強度以上であり、平均気温が $20^\circ C$ 未満の場合は、3個の供試体の圧縮強度の平均値が $3N/mm^2$ を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

* コア供試体の代わりにあらかじめ準備した現場封かん養生供試体によることができる。

その場合の判定基準は材齢28日を超えて91日以内の日ににおいて3個の供試体の圧縮強度の平均値から $3N/mm^2$ を減じた値が品質基準強度以上であれば合格とする。

■ 調合管理強度は、以下による。

$F_m = F_q + mS_n \quad (N/mm^2)$

F_m ：コンクリートの調合管理強度 (N/mm^2)

F_q ：コンクリートの品質基準強度 (N/mm^2)

mS_n ：標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度と構造体コンクリートの n 日における圧縮強度の差による構造体強度補正値 (N/mm^2)

■ 調合強度は標準養生した供試体の材齢 m 日における圧縮強度で表すものとし、下記の両式を満足するように定める。調合強度を定める材齢 m 日は、原則として28日とする。

$F \geq F_m + 1.73\sigma$ (N/mm^2)

$F \geq 0.85 F_m + 3\sigma$ (N/mm^2)

F ：コンクリートの調合強度 (N/mm^2)

σ ：使用するコンクリートの圧縮強度の標準偏差 (N/mm^2) で、レディーミクストコンクリート工場の実績による。実績のない場合は $2.5N/mm^2$ 、または $0.1f_m$ の大きい方の値とする。

(d) 検査

- フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(一財)国土開発技術センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真(カラー)を保管し、工事監理者の承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合1日1回以上とし、1回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて3回行い、その平均値を試験値とする。
- スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが $8cm$ 以上 $18cm$ 以下の場合は $\pm 2.5cm$ 、 $21cm$ の場合は $\pm 1.5cm$ (呼び強度 27 以上で高性能AE減水剤を使用する場合は $\pm 2cm$)とする。
- スランプの許容差は普通コンクリートの場合、スランプが $8cm$ 以上 $18cm$ 以下の場合は $\pm 2.5cm$ 、 $21cm$ の場合は $\pm 1.5cm$ とする。
- 高強度コンクリートの場合は、スランプが $18cm$ 以下の場合は $\pm 2.5cm$ 、 $21cm$ 以上の場合は $\pm 2cm$ とし、スランプフローの許容差は、目標スランプフローが $50cm$ 以下の時は $\pm 7.5cm$ 、 $50cm$ を超える時は $\pm 10cm$ とする。
- 使用するコンクリートの圧縮強度試験は、普通コンクリートでは標準養生を行った供試体を用いて材齢28日で行い、1回の試験は、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ $150m^3$ またはその端数ごとに3個の供試体を用いて行う。3回の試験で1検査ロットを構成する。
- 高強度コンクリートでは、打込み日かつ $300m^3$ ごとに検査ロットを構成して行う。1検査ロットにおける試験回数は3回とする。検査は適当な間隔をあけた任意の3台のトラックアジャーテータから採取した合計9個の供試体による試験結果を用いて行う。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。
- 構造体コンクリートの圧縮強度の検査は普通コンクリートでは、打込み工区ごと、打込み日ごと、かつ $150m^3$ またはその端数ごとに1回行う。1回の試験には適当な間隔をおいた3台の運搬車から1回ずつ採取した合計3個の供試体を用いる。
- 構造体コンクリートでは打込み日かつ $300m^3$ ごとに検査ロットを構成して行う。検査には適当な間隔をあけた任意の3台のトラックアジャーテータから採取した合計9個の供試体を用いる。検査に用いる供試体の養生方法は標準養生または構造体温度養生とする。

■ 構造体コンクリートの圧縮強度の判定は、(c) 調合および構造体コンクリート強度による。

- コンクリートの試験は、「建築物の工事における試験および検査に関する東京都取扱要綱」第4条の試験機関で行うこと。

試験・検査機関名
代行業者名
代行業者とは、試験・検査に伴う業務を代行するものを言う。

(2) 鉄筋

(a) 施工

- 鉄筋はJIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に適合するものを用いる。溶接金網および鉄筋格子は、JIS G 3551(溶接金網および鉄筋格子)に適合するものを用いる。
- 高強度せん断補強筋は、技術評価を取得し、建築基準法第37条の材料認定を受けたものを用いる。
- 鉄筋の加工寸法、形状、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)～(3)」による。
- 鉄筋の継手は重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手または溶接継手によることとし、鉄筋径と使用箇所を定め特記による。

表9.4 鉄筋の継手

鉄筋継手法	
-------	--

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)

※修正箇所は下線を引くこと

1. 一般事項

- (1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。
 (2) 記号
 d…異形棒鋼の呼び名に用いた数値(径) D…部材の成、又は鉄筋内法直径
 @…間隔 r…半径 C…中心線 L…部分間の内法距離 h…部材間の内法高さ
 ST…あばら筋 HOOP…帶筋 S.HOOP…補強筋

2. 鉄筋加工

(1) 鉄筋の折り曲げ加工

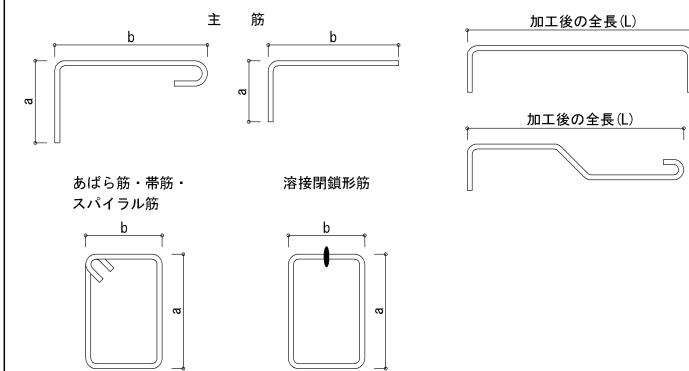
図	折り曲げ角度	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折り曲げ内法直径(D)
180°	d以上	SD295 SD345	D16以下	3d以上
	余長4d以上		D19~D41	4d以上
	135°	SD390	D41以下	5d以上
	余長6d以上		90°	5d以上
90°	D25以下	SD490	D29~D41	6d以上
	余長8d以上			

- [注] (1) dは呼び名に用いた数値とする。
 (2) スパイラル筋の重ね継手部に90° フックを用いる場合は、余長は12d以上とする。
 (3) 片持スラブ端、壁筋の自由端側の先端で90° フックまたは135° フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
 (4) スラブ筋、壁筋には、溶接金網を除いて丸鋼を使用しない。
 (5) 折り曲げ内法直径を上表の数値よりも小さくする場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。
 (6) SD490の鉄筋を90° を超える曲げ角度で折り曲げ加工する場合は、事前に鉄筋の曲げ試験を行い、支障ないことを確認した上で、工事監理者の承認を得る。

(2) 加工寸法の許容差

項目	符号	許容差 (mm)
各加工寸法 ⁽¹⁾		
主筋	D25以下	a, b ± 15
	D29以上D41以下	a, b ± 20
あばら筋・帶筋・スパイラル筋	a, b	± 5
加工後の全長	L	± 20

- [注] (1) 各加工寸法及び加工後の全長の測り方の例を下図に示す。



(3) 鉄筋のあき

- 異形鉄筋では呼び名に用いた数値1.5d以上、粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mmのうち最も大きい値。
 異形鉄筋 間隔 L-d あき L-d

(4) 鉄筋のフック

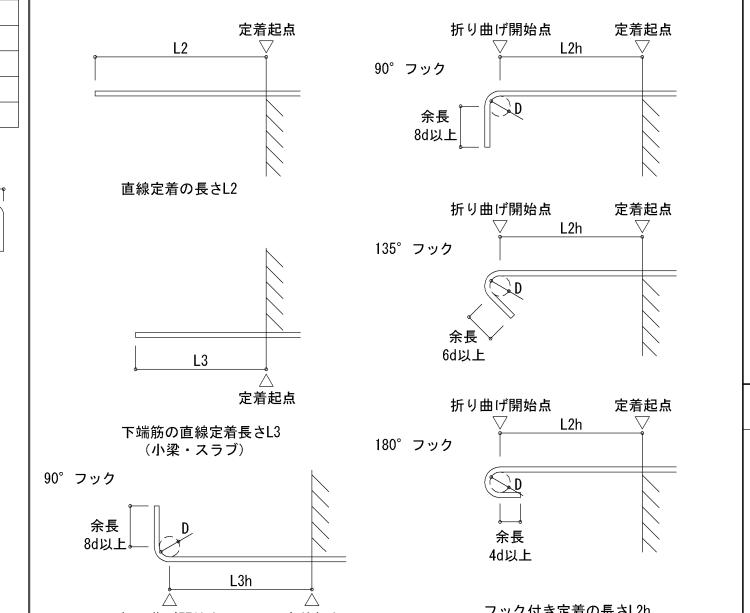
- a~eに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。
 a. あばら筋、帶筋、および幅止メ筋
 b. 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
 c. 柱、梁(基礎梁は除く)の出すみ部分
 および下端の両端にある場合の鉄筋(右図参照)
 d. 単純梁の下端筋
 e. その他、本配筋標準に記載する箇所

鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	定着の長さ				
		一般		小梁下端筋	スラブ下端筋	L3 (フックなし) (フックあり) (フックなし)
SD295	18	40d	30d	20d	15d	20d
	21	35d	25d	15d	15d	20d
	24~27	30d	20d	15d	15d	20d
	30~36	30d	20d	15d	15d	20d
	39~45	25d	15d	15d	15d	20d
	48~60	25d	15d	15d	15d	20d
SD345	18	40d	30d	20d	20d	20d
	21	35d	25d	20d	20d	20d
	24~27	35d	25d	20d	15d	20d
	30~36	30d	20d	15d	15d	20d
	39~45	30d	20d	15d	15d	20d
	48~60	25d	15d	15d	15d	20d
SD390	18	40d	30d	20d	20d	20d
	21	40d	30d	20d	20d	20d
	24~27	40d	30d	20d	20d	20d
	30~36	35d	25d	20d	15d	20d
	39~45	35d	25d	15d	15d	20d
	48~60	30d	20d	15d	15d	20d
SD490	24~27	45d	35d	25d	—	—
	30~36	40d	30d	25d	—	—
	39~45	40d	30d	20d	—	—
	48~60	35d	25d	20d	—	—

- [注] (1) フック付き鉄筋の定着長さL2hは、定着起点から鉄筋の折り曲げ開始点までの距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は定着長さに含まない。

- (2) フック部の折り曲げ内法直径D及び余長は、「鉄筋の折り曲げ加工」の表による。
 (3) 梁主筋を柱へ定着する場合、水平定着長がL2h確保できない場合は折り曲げ定着とし、全定着長をL2以上とするとともに、水平投影長さをLa以上とし、余長を8d以上とする。尚、Laの値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。

- (4) 耐圧スラブの下端筋の定着長は一般定着L2とする。



図の●印の鉄筋の重ね継手の末端にはフックを付ける。

柱

梁

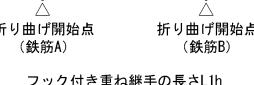
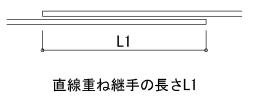
小梁・スラブの上端筋の梁内折り曲げ定着の投影定着長Lb

大梁主筋の柱内折り曲げ定着の投影定着長La

(6) 継手

■重ね継手 (軽量コンクリートでは5dを加算する。)

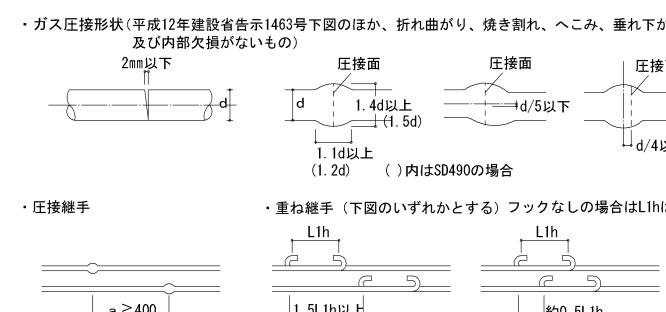
鉄筋種別	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm²)	重ね維手長さ	
		L1 (フックなし)	L1h (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24~27	35d	25d
	30~36	35d	25d
	39~45	30d	20d
	48~60	30d	20d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24~27	40d	30d
	30~36	35d	25d
	39~45	35d	25d
	48~60	30d	20d
SD390	21	50d	35d
	24~27	45d	35d
	30~36	40d	30d
	39~45	40d	30d
	48~60	35d	25d
	55d	40d	30d
SD490	24~27	55d	40d
	30~36	50d	35d
	39~45	45d	35d
	48~60	40d	30d



- [注] (1) 表中のdは、異形鉄筋の呼び名の数値を表し、丸鋼には適用しない。
 (2) 直径の異なる鉄筋相互の重ね維手の長さは、細い方のdによる。
 (3) フック付き重ね維手の長さは、鉄筋相互の折り曲げ開始点間の距離とし、折り曲げ開始点以降のフック部は重ね維手長さに含まない。

■継手に関する注意点

1. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
 2. D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね維手としてはならない。
 3. 鉄筋径の差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。
 4. ガス圧接継手の形状、および継手の配置は下図による。



5. 溶接継手および機械式継手を用いる場合は、信頼できる機関の評定等を受けたA級継手法とする。
 6. 非破壊検査は工事監理者が承諾した信頼できる検査機関で行うこと。

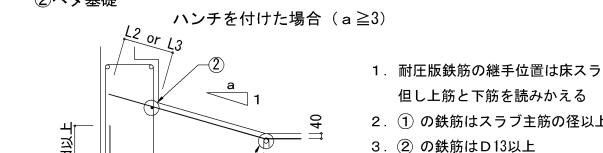
3. 杠・基礎

(1) 直接基礎

①独立基礎



②ベタ基礎



1. 耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう
 但し上筋と下筋を読みかえる
 2. ①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
 3. ②の鉄筋はD13以上
 4. 埋戻し土のある場合は40を70とする

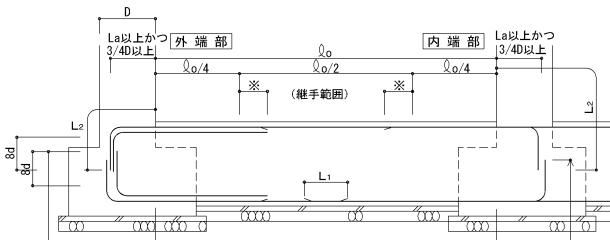
(2) 杠基礎

①場所打ち杭

新鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)

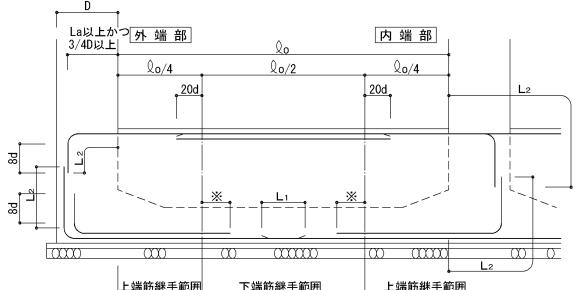
4. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合(定着、継手)
(長期荷重が支配的な場合の継手は6.(2)大梁継手位置とする。)



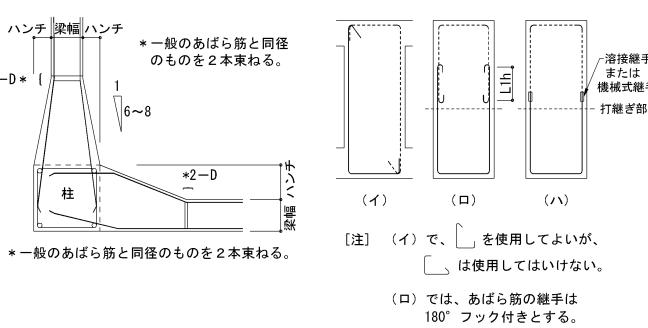
*主筋のカットオフ長さは $\text{La}/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6. 大梁の項の表6-1による。

(2) 布基礎、べた基礎の場合(定着、継手)

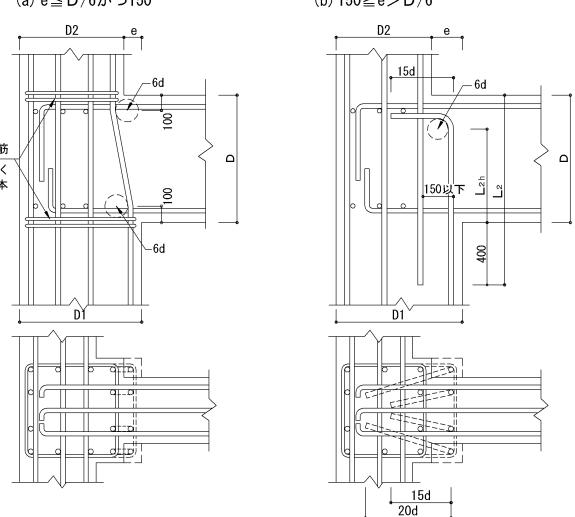


*主筋のカットオフ長さは $\text{La}/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は6. 大梁の項の表6-1による。

(3) 水平ハンチの場合のあら筋加工要領 (4)せいの高い梁のあら筋加工要領図

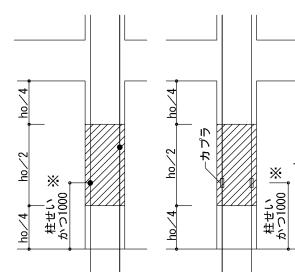


(6) 継り

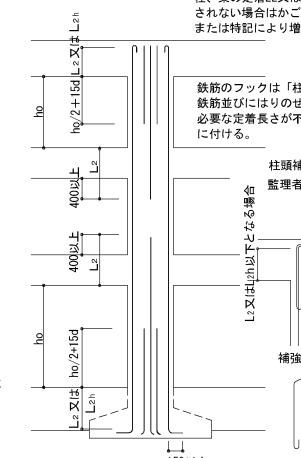


5. 柱

(1) 柱主筋の継手位置



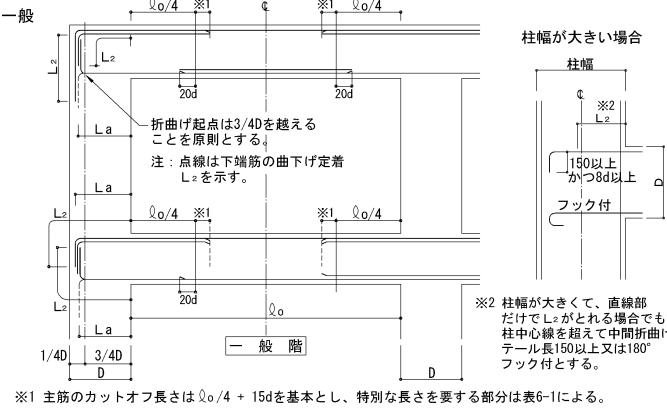
(2) 柱主筋の定着



6. 大梁

(1) 定着

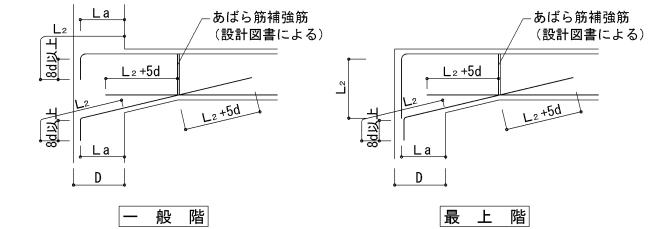
②一般



*2 柱幅が大きい場合
柱幅が大きくて、直線部だけがとれる場合でも
柱中心線を超えて中間折曲げ
テール長150以上又は180°
フック付とする。

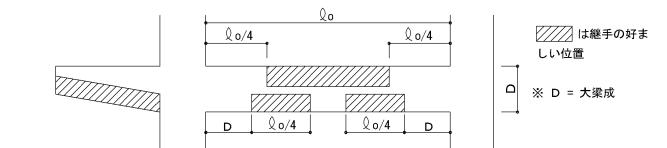
*1 主筋のカットオフ長さは $\text{La}/4 + 15d$ を基本とし、特別な長さを要する部分は表6-1による。

(b) ハンチがある場合



部材名	$\text{La}/4$ に加える長さ	部材名	$\text{La}/4$ に加える長さ

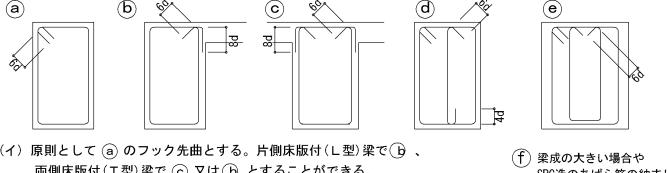
(2) 大梁主筋の継手 (SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。)



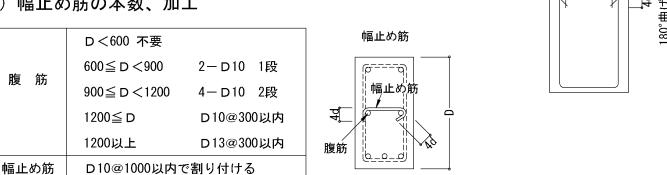
(3) あら筋、腹筋、幅止めの配置



(4) あら筋の型 (注、床版がない場合は135°以上のフックとする。)

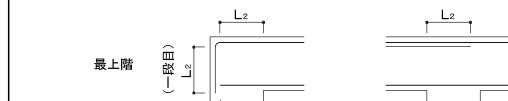


(5) 幅止め筋の本数、加工

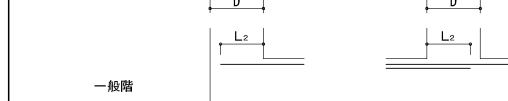


(6) 梁主筋の定着

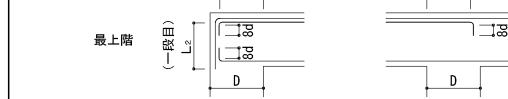
① 直線定着



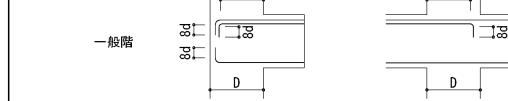
最上階



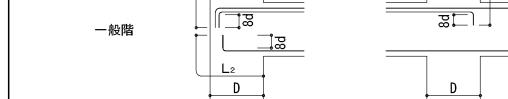
一般階



一般階



一般階

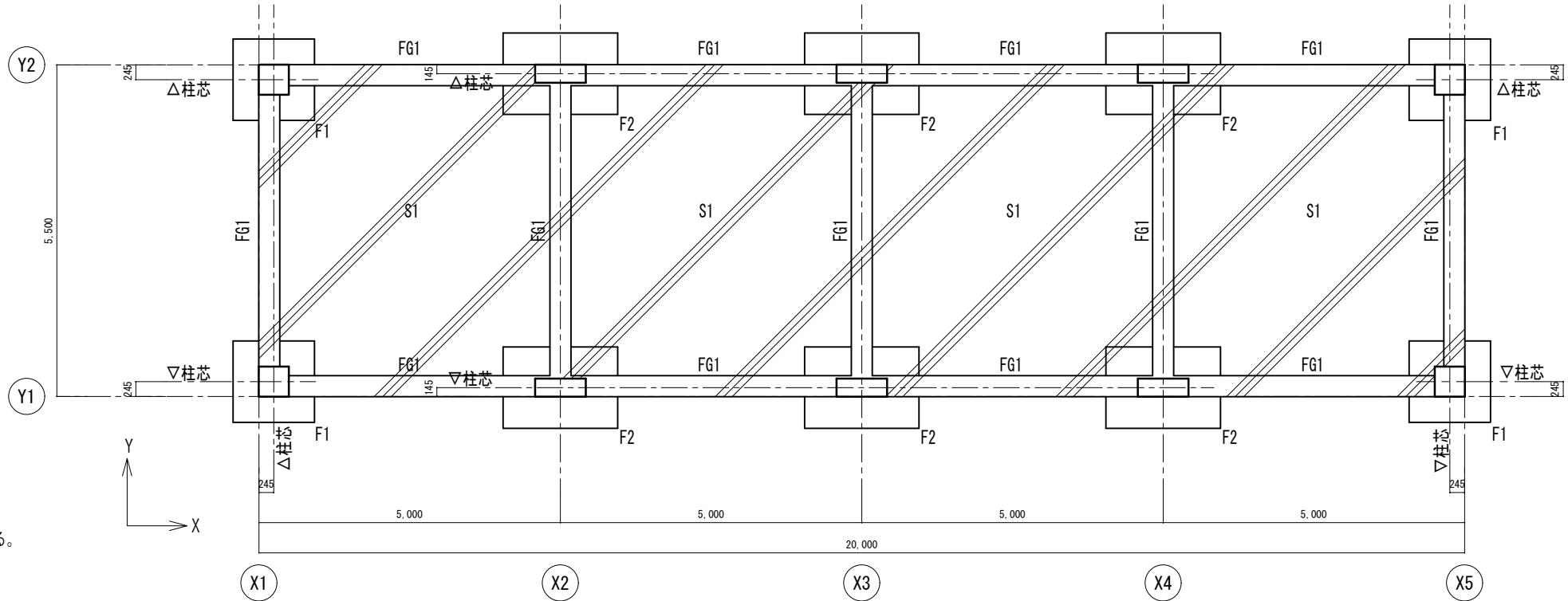
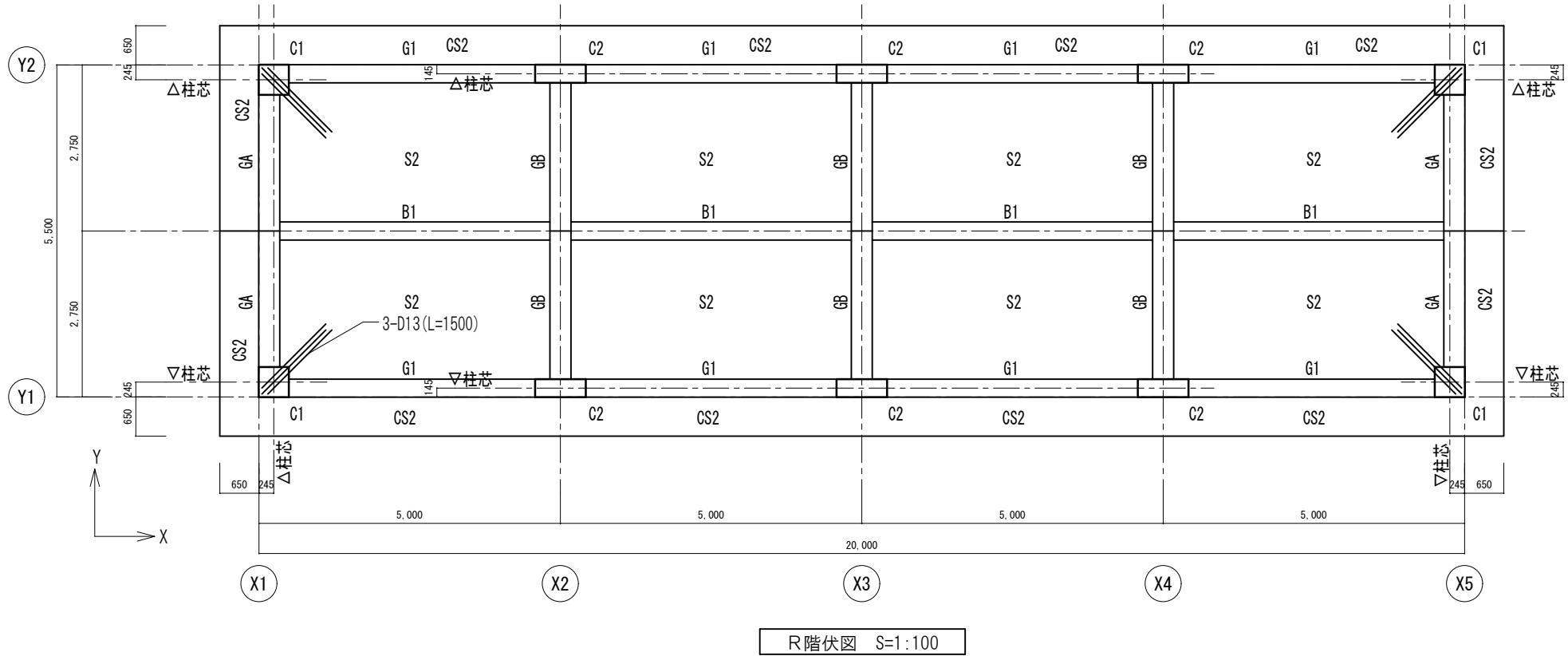


一般階



*最上階 L型接合部における上端筋の一段目の定着に
プレート定着を用いてはならない。

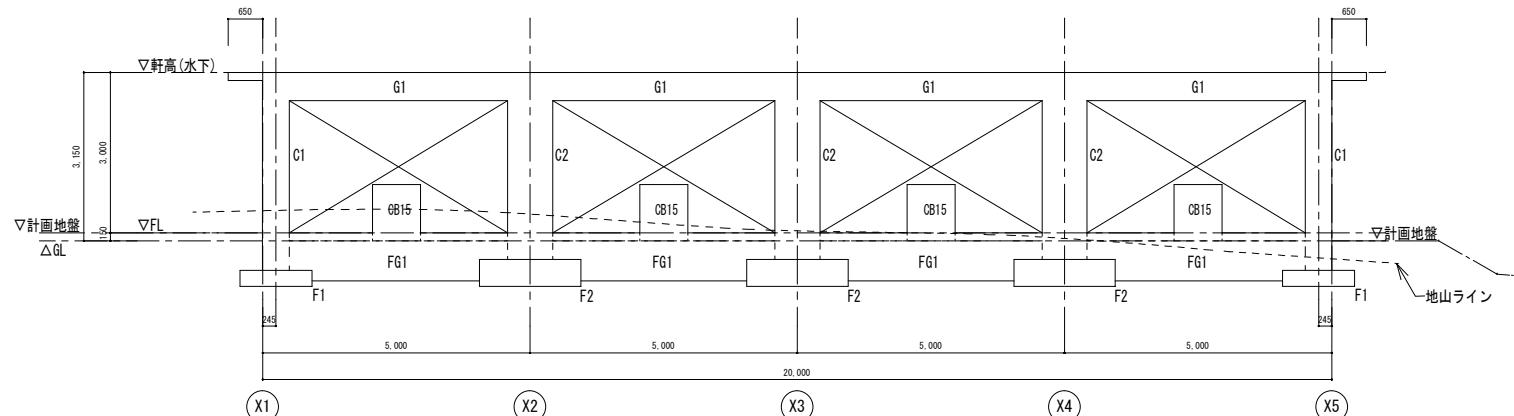
*プレート定着には性能証明等を取得した材料を用い、
その工法の適用範囲と仕様を確認する。



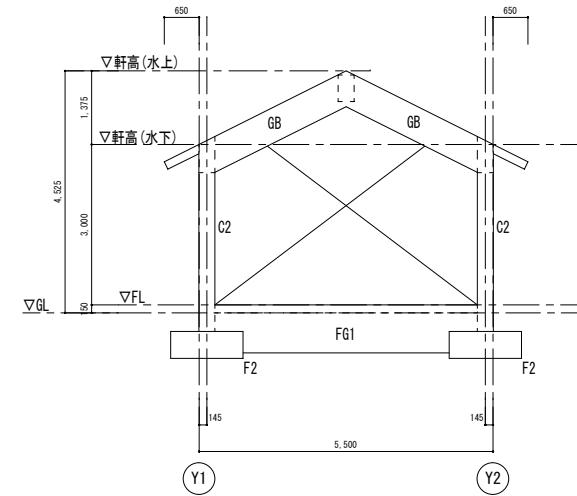
凡例



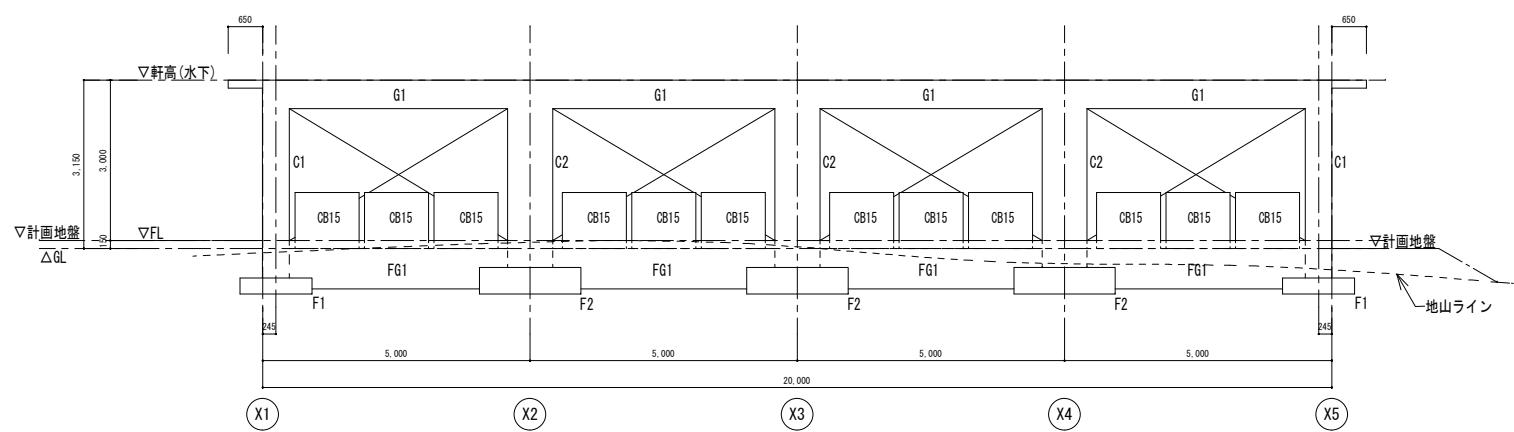
プロジェクトNo. 02205E	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	図面名称 各階伏図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.03.03	・基準 施工 完成 図	国立妙高青少年自然の家 〒944-0034 新潟県妙高市蛭塚町1-19	E G 建築設計室	江口 香代 一级建築士登録番号 344809号	図面番号 S-06
---------------------	----------------------------------	--------------	----------------	-------------------	-------------	--	-----------	-------------------------	--------------



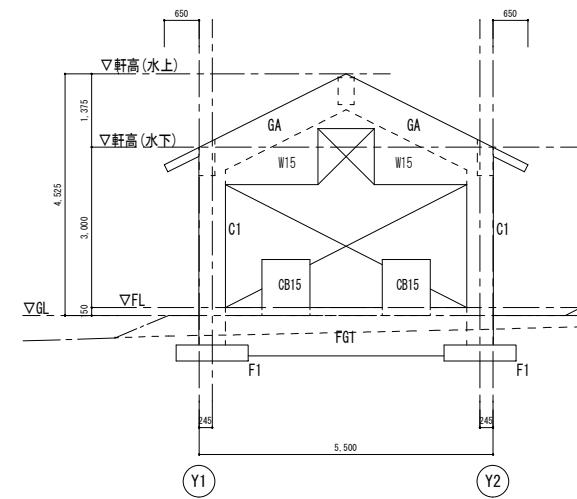
Y 2軸組図 S=1:100



X 2～X 4軸組図 S=1:100



Y 1軸組図 S=1:100

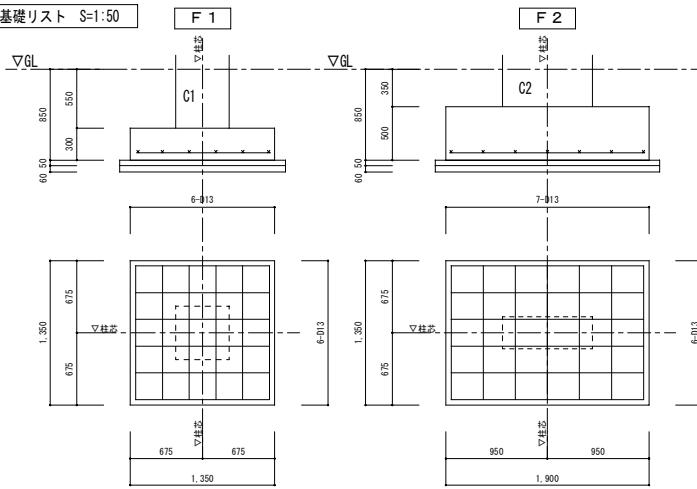


X 1、X 5軸組図 S=1:100

一級建築士 登録第235593号 杉田康一

プロジェクト名 02205	工事名称 国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新設工事	図面名称 軸組図	縮尺 A3 1:100	作成日 2023.01.03	● 基本図 ● 完成図	国立妙高青少年自然の家 〒394-0204 新潟県妙高市須坂町1-19	E G 建築設計室	江口 香代 一級建築士登録番号 344809号	図面番号 S-07
------------------	----------------------------------	-------------	----------------	-------------------	----------------	--	-----------	-------------------------	--------------

基礎リスト S=1:50



F 1

F 2

壁断面リスト S=1:50

符号	CB 15
断面	
タテ筋	D10@400シングル
ヨコ筋	D10@400シングル
備考	CB 空洞部モルタル充填

柱断面リスト S=1:50

符号	C 1	C 2
位置	全断面	全断面
断面		
主筋	8-D22	16-D22
HOP	D10@100	□ D10@100
備考		

壁断面リスト S=1:50

符号	W 15
位置	全断面
断面	
タテ筋	D10@150シングル
ヨコ筋	D10@150シングル
補縦横筋	1-D13
斜め筋	1-D13
備考	

梁断面リスト S=1:50

特記事項

1、特記なき限り、腹筋2-D10、幅止め筋D10@1000 とする。

符号	F G 1
位置	全 域
断面	
上端筋	3-D22
下端筋	3-D22
S.T.P	D10@200
備考	捨てコント=50、碎石t=60

符号	G 1	G A、G B	B 1
位置	全 域	全 域	全 域
断面			
上端筋	3-D19	3-D22	3-D19
下端筋	3-D19	3-D22	3-D19
S.T.P	D10@200	D10@200	D10@200
備考			

床版断面リスト

符号	厚さ	位置	短辺方向		長辺方向		備考
			端部	中央	端部	中央	
S 1	150	シヤム	D10@250	D10@250	D10@250	D10@250	土間コンクリート 碎石t=100
S 2	150	上 下	D13@200 D10@200	D13@200 D10@200	D13@250 D10@250	D13@250 D10@250	

プロダクト番号:

02205E

工事名称
国立妙高青少年自然の家第二野外炊事場東屋新営工事

図面名称

断面リスト

縮尺

A3 1:50

作成日

2023.03.03

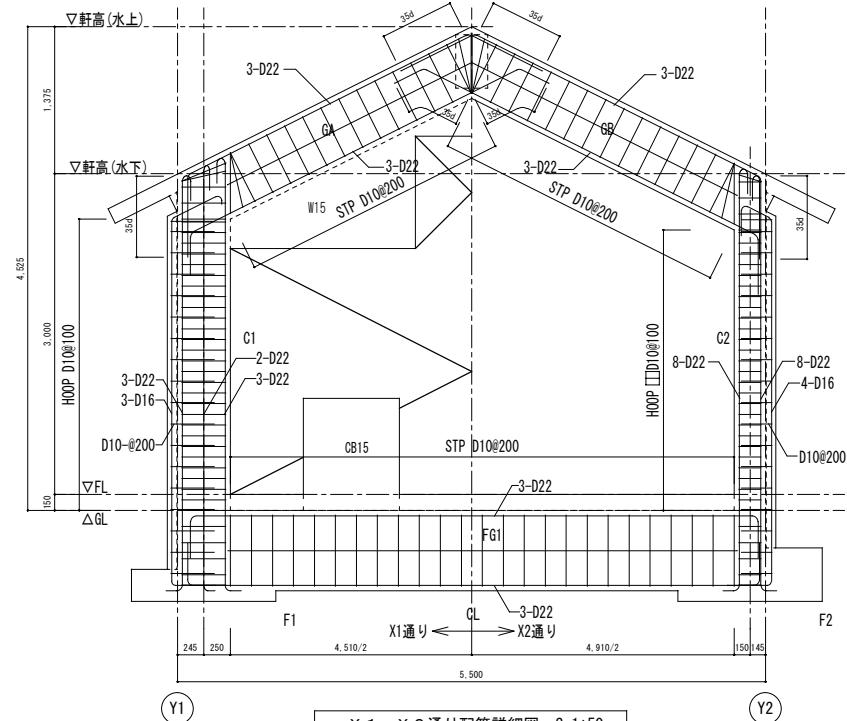
・完成図

国立妙高青少年自然の家

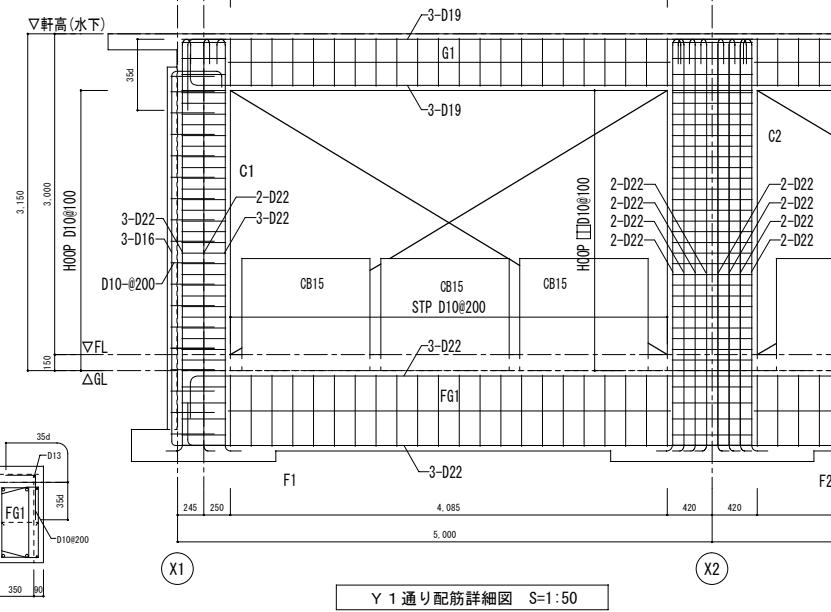
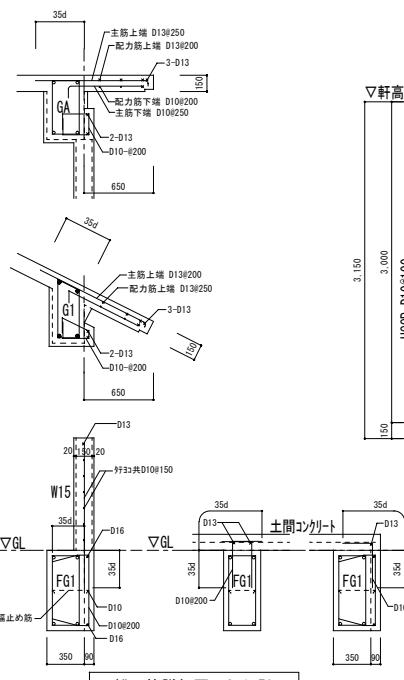
E G 建築設計室

〒394-0104 新潟妙高市経塚1-19

江口 香代 一般建築士登録番号 344809号

図面番号
S-08

X 1、X 2通り配筋詳細図 S=1:50



Y 1通り配筋詳細図 S=1:50

-級建築士 登録第235593号 杉田康一